

①施策および事業一覧表

視点1：子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	① 子ども・若者支援のネットワークづくり	1 市民活動のネットワーク化	子ども・若者課	青少年健全育成事業	<p>●青少年健全育成事業</p> <p>①次の時代を担う青少年の健全育成を市民絡ぐるみで推進するため、青少年育成市民会議ならびに各学区(地区)青少年育成協議会が中心になって、啓発活動や研修事業等を実施した。「あいさつ運動」など、多くの関係団体の参画により充実した取組を行った。</p> <p>②彦根市青少年健全育成フォーラム(彦根市青少年育成市民会議設立50周年記念)を、1月18日に開催し、参加者は342人であった。作文、絵画・ポスター・特選者表彰、作文発表、青少年活動顕彰(団体・中学校生徒会交流会)や記念講演「もったいないはあさんのおはなし会」(絵本作家 真珠まりこさん)を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各学区(地区)において、限られた財源の中で工夫して、特色のある活動をしてもらっているが、学校における働き方改革や地域活動への参加意識の変容などで、従来の活動の継続が難しいこともある。 ⇒各学区(地区)の取組の情報交換を効果的に実施して、それぞれ参考にして取組んでもらう。
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	① 子ども・若者支援のネットワークづくり	2 青少年の健全育成に関わるネットワークの充実	子ども・若者課	青少年健全育成事業	<p>●子ども・若者支援事業</p> <p>①平成30年度に、彦根市社協と彦根市子ども・若者総合相談センターと協働で製作した「彦根市子ども・若者支援ガイドブック」(子ども・若者の支援機関等の情報を掲載)および、「彦根市子どもたちの学びと育ち応援ガイドブック」(子どもの貧困対策に関する支援情報等を掲載)の掲載情報の更新をして、市HPでの掲載と関係機関への情報提供を行った。</p> <p>②ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。</p> <p>[総合相談：延べ400件、カウンセリング：延べ139件、サロン参加者：延べ241人]</p> <p>③生きづらさのある若者たちに寄り添う地域での居場所「通信サロン(若者サロン)」を、NPO法人へ業務を委託して開設した。</p> <p>[参加者：延べ411人]</p> <p>※予算の関係で、②③については、令和元年度は6月19日から委託</p> <p>④社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を3回(3回目は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議)開催した。また、内閣府所管『平成31年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらっての事例検討会を1回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ニートやひきこもりなど、生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など) 「子ども応援コーディネーター」は保育所や幼稚園へ訪問をしているが、個別ケースの情報が得にくい(保育所や幼稚園は、既に子育て支援課と連携済みのため等)。 ⇒子育て支援課との連携の仕方を検討する。 「通信サロン(若者サロン)」の新たな展開が求められつつある(出口の支援)。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会等で検討する。 子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会の活動を進めることで、引き続き課題整理等に取組む。
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	① 子ども・若者支援のネットワークづくり	3 子ども・若者支援ネットワークの整備	子ども・若者課	子ども・若者支援事業	<p>●子ども・若者支援事業</p> <p>①ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。</p> <p>[総合相談：延べ400件、カウンセリング：延べ139件、サロン参加者：延べ241人]</p> <p>②生きづらさのある若者たちに寄り添う地域での居場所「通信サロン(若者サロン)」を、NPO法人へ業務を委託して開設した。</p> <p>[参加者：延べ411人]</p> <p>③貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リユースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施し、『いい場所づくり事業』補助金の対象団体(活動)が増えた(H30年度2ヵ所⇒令和元年度15ヵ所)。</p> <p>※予算の関係で、①②③については、令和元年度は6月19日から委託</p> <p>④社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を3回(3回目は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議)開催した。また、内閣府所管『平成31年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらっての事例検討会を1回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ニートやひきこもりなど、生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など) 「子ども応援コーディネーター」は保育所や幼稚園へ訪問をしているが、個別ケースの情報が得にくい(保育所や幼稚園は、既に子育て支援課と連携済みのため等)。 ⇒子育て支援課との連携の仕方を検討する。 「通信サロン(若者サロン)」の新たな展開が求められつつある(出口の支援)。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会等で検討する。 子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会の活動を進めることで、引き続き課題整理等に取組む。
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	① 子ども・若者支援のネットワークづくり	4 (仮称)彦根市子ども・若者支援センターの設置	子ども・若者課	子ども・若者支援事業	<p>●子ども・若者支援事業</p> <p>①ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。</p> <p>[総合相談：延べ400件、カウンセリング：延べ139件、サロン参加者：延べ241人]</p> <p>②生きづらさのある若者たちに寄り添う地域での居場所「通信サロン(若者サロン)」を、NPO法人へ業務を委託して開設した。</p> <p>[参加者：延べ411人]</p> <p>③貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リユースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施し、『いい場所づくり事業』補助金の対象団体(活動)が増えた(H30年度2ヵ所⇒令和元年度15ヵ所)。</p> <p>※予算の関係で、①②③については、令和元年度は6月19日から委託</p> <p>④社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を3回(3回目は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議)開催した。また、内閣府所管『平成31年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらっての事例検討会を1回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ニートやひきこもりなど、生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など) 「子ども応援コーディネーター」は保育所や幼稚園へ訪問をしているが、個別ケースの情報が得にくい(保育所や幼稚園は、既に子育て支援課と連携済みのため等)。 ⇒子育て支援課との連携の仕方を検討する。 「通信サロン(若者サロン)」の新たな展開が求められつつある(出口の支援)。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会等で検討する。 子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会の活動を進めることで、引き続き課題整理等に取組む。
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	① 子ども・若者支援のネットワークづくり	5 プログラムの構築と提供体制	子ども・若者課	子ども・若者支援事業	<p>●子ども・若者支援事業</p> <p>①ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。</p> <p>[総合相談：延べ400件、カウンセリング：延べ139件、サロン参加者：延べ241人]</p> <p>②生きづらさのある若者たちに寄り添う地域での居場所「通信サロン(若者サロン)」を、NPO法人へ業務を委託して開設した。</p> <p>[参加者：延べ411人]</p> <p>③貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リユースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施し、『いい場所づくり事業』補助金の対象団体(活動)が増えた(H30年度2ヵ所⇒令和元年度15ヵ所)。</p> <p>※予算の関係で、①②③については、令和元年度は6月19日から委託</p> <p>④社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を3回(3回目は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議)開催した。また、内閣府所管『平成31年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらっての事例検討会を1回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ニートやひきこもりなど、生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など) 「子ども応援コーディネーター」は保育所や幼稚園へ訪問をしているが、個別ケースの情報が得にくい(保育所や幼稚園は、既に子育て支援課と連携済みのため等)。 ⇒子育て支援課との連携の仕方を検討する。 「通信サロン(若者サロン)」の新たな展開が求められつつある(出口の支援)。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会等で検討する。 子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会の活動を進めることで、引き続き課題整理等に取組む。
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	② 家庭と子ども・若者を応援する地域づくり	6 身近な地域での声かけの促進	社会福祉課 健康推進課	民生委員設置事業(社福) 乳児家庭全戸訪問事業(健推)	<p>●民生委員設置事業</p> <p>地域住民の中から選ばれた民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員という性格をもって、担当地域内で住民の見守りや相談活動を行っている。その活動の一環として、子どもの登下校時の見守りや声かけ、子育て家庭への訪問等を行っている。またそれらの活動を通じ、家庭と子ども・若者を応援する地域づくりに寄与している。</p> <p>○地域福祉活動・自主活動：12,543件 ○子どもに関する相談：3,619件 ○こんには赤ちゃん訪問：下記乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員が欠員となっている地域について、自治会から委員を推薦してもらえよう働きかけていく。

視点1：子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応	
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	② 家庭と子ども・若者を応援する地域づくり	7	民生委員児童委員の活動への支援	民生委員設置事業	<p>●乳児家庭全戸訪問事業 生後4カ月までの乳児のいる家庭すべてに訪問し、子育てに関する情報提供、乳児とその保護者の心身の状況・養育環境の把握、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を実施することにより子どもの健やかな育成を図るもの。（民生委員児童委員協議会連合会に委託。出会えない場合は助産師・保健師による新生児訪問等でフォローしている。） 訪問対象者件数：808件、訪問面接件数：751件、面接率：92.9%</p>	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため訪問を自粛していることや、長期の里帰り、転出等で出会えない児もある。新生児訪問等でフォローしながら今後も全数把握に努めていく必要がある。また、訪問の中でフォローが必要と思われる者人に対して、タイムリーな支援ができるよう民生委員児童委員や他課との連携を強化していく必要がある。	
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	② 家庭と子ども・若者を応援する地域づくり	8	家庭の孤立化防止への支援	民生委員設置事業（福祉） 家庭児童相談室運営事業（子支） 児童虐待防止対策事業（子支） ひとり親家庭自立支援事業（子支） 子ども・若者支援事業（子若） 乳児家庭全戸訪問事業（健推）	<p>●家庭児童相談室運営事業、児童虐待防止対策事業、ひとり親家庭自立支援事業 家庭訪問や電話連絡により家庭の孤立化防止が図れた。相談件数も増加しており、より一層の充実を図る。</p> <p>●子ども・若者支援事業 ①平成30年度に、彦根市社協と彦根市子ども・若者総合相談センターと協働で製作した「彦根市子ども・若者支援ガイドブック」(子ども・若者の支援機関等の情報を掲載)および、「彦根市子どもたちの学びと育ち応援ガイドブック」(子どもの貧困対策に関する支援情報等を掲載)の掲載情報の更新をして、市HPでの掲載と関係機関への情報提供をした。 ②ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。[総合相談：延べ400件、カウンセリング：延べ139件、サロン参加者：延べ241人]。予算の関係で、①②③については、令和元年度は6月19日から委託 ③社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を3回(3回目は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議)開催した。また、内閣府所管『平成31年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらったの事例検討会を1回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施、更に、先進地域の視察を行った。 ④県主催の協議会や研修等に積極的に参加した。</p>	<p>様々な課題を抱える相談が多くあり、関係機関との連携がより求められている。</p> <p>・ニートやひきこもりなど、生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など)</p> <p>・「子ども応援コーディネーター」は保育所や幼稚園等へ訪問をしているが、個別ケースの情報が得にくい(保育所や幼稚園は、既に子育て支援課と連携済みのため等)。 ⇒子育て支援課との連携の仕方を検討する。</p> <p>・子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会の活動を進めることで、引き続き課題整理等に取組む。</p>	
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	③ みんなで子ども・若者を育てるまちづくり	9	ともに関わり、支えるまちづくり	子育て支援課 子ども・若者課 障害福祉課 健康推進課	家庭児童相談室運営事業（子支） 青少年健全育成事業（子若） 地域子育て支援事業（子若） 自殺対策強化事業（障福）	<p>●家庭児童相談室運営事業 子どもに関する各般の問題に対し、家庭ほかからの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行った。相談件数：861件</p>	家庭の抱える問題の複雑化により、相談員に専門性が求められている。そのため、県や関係機関の開催する研修会に積極的に参加している。
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	③ みんなで子ども・若者を育てるまちづくり	10	各種団体への研修などの支援、連携	子ども・若者課 生涯学習課	青少年健全育成事業（子若） 地域子育て支援事業（子若） 社会教育関係団体等支援事業（生学） 青少年活動の促進事業（生学）	<p>●青少年健全育成事業 ①各学区（地区）青少年育成協議会において、小中学生をはじめとした青少年の地域活動を推進した。青少年育成市民会議において、豊かな心をはぐむ家庭づくりの推進として、絵画・ポスターおよび作文を募集し、表彰・展示を行った。各学区（地区）青少年育成協議会において毎月月初めにあいさつ運動に取り組んだ。 ②彦根市青少年健全育成フォーラム(彦根市青少年育成市民会議設立50周年記念)を、1月18日に開催し、参加者は342人であった。作文、絵画・ポスター特選者表彰、作文発表、青少年活動顕彰(中学校生徒会交流会)や記念講演「もったいないはあさんのおはなし会」(絵本作家 真珠まりこさん)を行った。</p>	<p>・学校・家庭・地域の連携を進めるため、彦根市青少年育成市民会議・PTA会長・校長合同会議を年1回開催しているが、形骸化している面もある。 ⇒会議開催の在り方等を検討する。</p>
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	③ みんなで子ども・若者を育てるまちづくり	11	子ども・若者を支える人材の育成	子ども・若者課 生涯学習課 保健体育課	青少年健全育成事業（子若） 地域子育て支援事業（子若） 社会教育関係団体等支援事業（生学） 青少年活動の促進事業（生学） 社会体育関係団体活動支援事業（保体）	<p>●地域子育て支援事業 子育てサポーター養成講座 受講者：3人（内彦根市3人） 登録者数：49人 子育てサポータースキルアップ講座（1回開催）受講者：26人 子育て情報をまとめた「彦根市子育てガイドブック」を作成し、子育て家庭や関係機関に配布した。</p>	<p>・子育てサポーターの登録を促進するため、人材の掘り起こしが必要 ・子育てサポーターの活動場所の確保・拡充を図る。</p>
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	③ みんなで子ども・若者を育てるまちづくり	12	各種サークル活動やNPOなどへの支援	まちづくり推進室 子ども・若者課	市民活動促進事業（ま推） 地域子育て支援事業（子若）	<p>●自殺対策強化事業 対面相談事業、人材養成事業、普及啓発事業、若年層対策事業、自殺未遂者支援事業、自殺未遂者支援、自殺対策計画策定事業を実施した。 ○こころの相談窓口設置（相談件数 35件） ○自殺対策ネットワーク会議の開催 自殺未遂者対策ネットワーク会議（2回） ○広報ひこねへの啓発記事掲載（2回） ○ラジオによる啓発放送 ○ゲートキーパー研修（4回） ○なんでも相談会出席</p>	本市での自殺者数は約20人前後で推移していたが、自殺者数を減らす取り組みは今後も引き続き必要不可欠である。また、精神的に不安定な市民を支える支援者を精神科医や関係機関とともに地域で支援していく必要がある。自殺対策を推進していくため、継続した事業実施を行う。

視点1：子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	③ みんなで子ども・若者を育てるまちづくり	13 家庭づくりの推進	子ども・若者課	青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ●健康推進課 自殺予防週間、自殺対策月間における啓発を行った。（FMひこね、広報ひこね、パネルと図書の展示、街頭啓発、のぼり旗の設置等） 人権のまちづくりフェスタにおいて啓発、依頼のあった自治会等に対しストレス等に関する出前講座実施 	全国的には自殺者数が減少しているが、彦根市は平成30年度はほぼ横ばい傾向。ここの課題を抱えるきっかけはライフステージごとに異なるため、対象にあった啓発が必要。
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	③ みんなで子ども・若者を育てるまちづくり	14 男女共同参画の啓発	企画課 人権政策課	男女共同参画社会づくり地域等啓発事業 男女共同参画センター管理運営事業 市民人権啓発推進事業 人権のまちづくりフェスタ開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度～事業廃止 	
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	③ みんなで子ども・若者を育てるまちづくり	15 ボランティアの発掘や活用	子ども・若者課	青少年健全育成事業 地域子育て支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度～事業廃止 	
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	③ みんなで子ども・若者を育てるまちづくり	16 生涯学習の場における教育	子ども・若者課	青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年健全育成事業 次の時代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するため、青少年育成市民会議ならびに各学区（地区）青少年育成協議会が中心になって、啓発活動や研修事業等を実施した。「あいさつ運動」など、多くの関係団体の参画により充実した取組を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学区（地区）において、限られた財源の中で工夫して、特色のある活動をしてもらっているが、学校における働き方改革や地域活動への参加意識の変容などで、従来の活動の継続が難しいこともある。 ⇒各学区（地区）の取組の情報交換を効果的に実施して、それぞれ参考にし取組んでもらう。
1	子ども・若者を応援する体制の整備・充実	③ みんなで子ども・若者を育てるまちづくり	17 家庭・地域・学校の連携強化と市民への啓発	子ども・若者課	青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ●社会体育関係団体活動支援事業 市スポーツ協会に市民体育大会の開催を委託し、50競技（春・秋の総数）で大会を開催した。市内スポーツ少年団の種目別大会等の開催、指導者・ジュニアリーダーの研修や優良団員の表彰を行った。また、姉妹城市である高松市の少年野球チームと彦根市の代表チームが交流試合を高松市で開催した。 ●市民活動促進事業 *平成30年度にて廃止 ●男女共同参画社会づくり地域等啓発事業、男女共同参画センター管理運営事業 チラシ配布やウィスの事業等出前講座のPRを行い、「さんかくミニ講座」を8回開催、23団体、182人が受講した。男女共同参画に関する身近な問題について学び、意見交換を行った。 ウィスにおいても、男女共同参画セミナーや親子で参加できる事業など様々な講座等を開催し、2,016人が受講した。また、登録団体の活動支援として、ウィスフェスティバル2019を開催し、950人の来場者があった。 ●市民人権啓発推進事業 「人権のまちづくり懇談会」において、地域推進員による出前講座以外に3自治会が「男女共同参画」をテーマとして開催した。（全体の比率としては、約1.5%） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民体育大会により多くの市民が参加できるよう、引き続き彦根市スポーツ協会と情報発信を行っていく。また、姉妹城市である高松市の少年野球チームと彦根市の代表チームとの交流試合についても引き続き開催することで、市内少年野球チームの意識向上を図る。 出前講座については、新規の申込みが少ない。また、企業においては受講者が固定化している。 出前講座の申し込みが増えるよう、講座の内容を充実したものにし、広報等の情報発信の工夫が必要である。 ウィスの講座については、受講者数の伸び悩みや受講者の固定化が見られるので、広報を工夫したうえで、内容を充実したものとすることが必要である。 ウィスフェスティバルについては、単なる活動発表の場ではなく、より地域の男女共同参画の推進を考える場として、そのための企画を考えていく必要がある。 「男女共同参画」をテーマに取り上げている自治会数は依然として少ない。今後も継続してテーマに取り上げていただくよう、各学区人権教育推進協議会を通して各自治会に周知をお願いしていく必要がある。
1	子ども・若者育成のための社会環境づくり	① 体験や交流を重視した学習機会の充実	18 子ども・若者リーダーの育成	生涯学習課	少年初級リーダー養成事業 青少年活動の促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度～事業廃止 	
1	子ども・若者育成のための社会環境づくり	① 体験や交流を重視した学習機会の充実	19 障害のある人や障害への理解を深める教育の推進	障害福祉課		<ul style="list-style-type: none"> ●障害者団体の情報を市ホームページに掲載したほか、体験学習のための車いすの貸出しも適宜行った。彦根市バリアフリーマップホームページの更新を行った。 	ホームページの掲載情報の更新や、内容充実に取り組む必要がある。車いすが古くなっているため、修繕を適宜行っていく必要がある。

視点1：子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応
1	子ども・若者育成のための社会環境づくり	① 体験や交流を重視した学習機会の充実	20 自然体験学習の推進	荒神山自然の家 学校教育課 生涯学習課	荒神山自然の家管理・運営事業（荒白） 森林環境学習「やまのこ」事業（学教） 体験的推進事業（たんぼのこ）（学教）	<ul style="list-style-type: none"> ●荒神山自然の家管理・運営事業 小学校利用者総数 3,855人 中学校利用者総数 962人 ＜RO1 年度自主事業実施状況＞ 集まれ！荒神っ子クラブ（7月7日）、チャレンジ！サマーキャンプ（8月11・12日）、ファミリーキャンプ（9月14・15日）、なかよし！キッズ荒神っ子クラブ（11月24日）、基礎から学ぶ山登り講座（12月8日）、コゲ玉づくり&陶芸（2月9日、3月22日） ●森林環境学習「やまのこ」事業 小学校4年生を対象に、琵琶湖を取り巻く県内の森林で、森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を展開し、森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と関わる力を育んだ。 市内小学校17校、36学級が利用した。 ●体験的推進事業（たんぼのこ） 食糧生産を支える環境への意識を高め、環境を大切にしようとする心情を育むと同時に、持続可能な社会の実現を目指して主体的に行動できるような実践的態度の育成を目的とし、主に水稲、各種野菜作りを中心に体験活動をしてきた。水稲では、講師を招き、種籾の選定、苗植え、草刈り、収穫という一連の作業を体験し、学習のまとめでは、実際に収穫した作物を活用して食するという活動を実施した。 市内17小学校中13校が実施した。 	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実施しているが、バスによる移動や宿泊を伴う活動が軒並み中止されており、例年通りの運営とはいかない状況。空いた時間を利用して、荒神山自然の家のプロモーションビデオやウォークラリーコースの紹介動画を撮影し、ホームページの充実等を図る。</p> <p>特になし</p> <p>事業推進にあたり、年間を通して、田んぼを維持・管理していただく、また児童に指導していただく地域の指導者の確保が難しくなっている。また、県の自治振興金（5万円）だけでは予算面で厳しい状況にあり、指導者の方のボランティアに支えられている面もある。</p>
1	子ども・若者育成のための社会環境づくり	① 体験や交流を重視した学習機会の充実	21 食育の推進	幼児課 健康推進課 農林水産課 学校給食センター	児童福祉法施行事業（幼児） ひこね元気計画21推進事業（健推） 湖東定住自立園地産地消事業（農水） ふれあい体験活動事業（農水）	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉法施行事業 給食献立検討委員会を毎月開催し、給食標準モデル献立表による給食の提供を行った。バランスのよい食事、早寝早起き朝ごはん、安全な食品の摂取、食事時の挨拶等について、園児や保護者に啓発するとともに、正しい箸の持ち方や食事のマナーについて園児に指導、保護者への情報提供を行った。（指導回数：55回） ●ひこね元気計画21推進事業 平成31年3月に改定した「ひこね元気計画21（第3次）」に基づき、「彦根市食育推進委員会」の構成団体の協働による食育推進のための取組のマッチングや、次年度に向けての取組の検討を実施。 また、健康推進課としての食育の取組は、乳幼児健診時等の離乳食指導や相談、子育て中の親子が参加する地域ののびのび・すくすく教室での食育情報の発信等、また、生活習慣病予防のための健康教室等で食育に視点をのいた推進活動を健康推進員と一緒に取り組んだ。ひこね元気クラブ21による減塩に関する啓発も学校や地域で実施した。 ●湖東定住自立園地産地消事業 令和元年度で最終年とした農業体験は、昨年同様松原町のほ場において、西中学校と城北小学校および近江高校の3校の児童・生徒で、スイートコーンやサツマイモ等の植付・収穫体験を実施し、児童・生徒から生産者に体験の感想をメッセージで伝えてもらうなど交流を深めた。湖東定住自立園地産地消事業の一環であり、令和元年度までの計画に基づいて実施してきたものであり、参加学校の実施体制やニーズの変化、圃庫補助金の打ち切り等の事情から、当初計画のとおり令和元年度を事業最終年とする。 ●ふれあい体験活動事業（グリーンピアひこね） 食育講座（梅干しづくり教室、味噌づくり教室）は廃止とした。 	<p>安定して園児や保護者への定期的な食育の活動や啓発、学習の機会の提供に取り組んだ。子どもや若者が、正しい知識や習慣を知ること、より良い環境を目指すように事業継続が必要である。</p> <p>食育に対する意識、朝食の欠食率については、大幅な改善ができていない状況が続いている。あらゆる機会を通じ今後も継続的に啓発を行っていく必要がある。</p> <p><課題> <その対応> 地産地消の推進と普及啓発を図る所期の目的を一定果たしたものととして、令和元年度で事業を終了した。 学校給食契約栽培推進事業などを通じて、彦根産野菜の安定的な供給を側面的に支援することにより、地産地消の推進と普及啓発を図っていく。</p> <p><課題> <その対応> 食育講座については、近年、再受講者が増加傾向にあり、伝統食・保存食の継承に相応の成果が得られたため廃止とした。</p>
1	子ども・若者育成のための社会環境づくり	① 体験や交流を重視した学習機会の充実	22 歴史文化にふれる学習の推進	彦根城博物館	わくわく体験スクール開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ●わくわく体験スクールとして、小学生を対象に「茶道を楽しもう」、「江戸時代のお仕事カルタで昔の暮らしを知ろう」の2教室を開催した。 「茶道を楽しもう」（小学校1～6年生対象）： 茶道文化について学んだ後、木造棟で実際に茶道を体験した。 「江戸時代のお仕事カルタで昔の暮らしを知ろう」（小学校1～6年生対象）： 江戸時代の仕事の様子が描かれたカルタを使って、昔の暮らしを学ぶ体験を行った。 	<p>①費用対効果の向上を目指し、狂言教室を廃止し、「茶道を楽しもう」、「江戸時代のお仕事カルタで昔の暮らしを知ろう」を開催した。これにより、参加者一人あたりにかかる費用を抑えられた。 ②地域の子どもたちに広く体験・学習の機会を与えるという観点から、今後さらに親しみやすい体験メニューの充実等、人員を確保するため、事業内容を常に見直す必要がある。</p>

視点1：子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応
1	子ども・若者育成のための社会環境づくり	① 体験や交流を重視した学習機会の充実	23 地域子ども教室の推進	生涯学習課	地域子ども教室推進事業	・令和元年度～事業廃止	
1	子ども・若者育成のための社会環境づくり	① 体験や交流を重視した学習機会の充実	24 スポーツ大会などの機会の充実	保健体育課 市民体育センター	スポーツ行事開催および開催支援事業（保体） 市民体育センター自主事業（体セ）	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ行事開催および開催支援事業 本市主催のスポーツ行事、スポーツ推進委員主催のグラウンドゴルフ交流会、スーパーカラム大会、ファミリーバドミントン交流会の開催の他、各学区においてもスポーツの機会を設けた。学区スポーツ大会は、ビーチボールバレー、ラージボール卓球、ソフトボールを実施し、地域へのスポーツ普及のために開催した。また、11月に開催した彦根シティアマゾンにおいては、前年度と同じ会場、コース（彦根城周辺）で開催し、約2,200人の参加状況であった。 ●スポーツ教室実施事業 親子キラにこフィットネス教室：春期10回開催、受講者13組 秋期10回開催、受講者16組 チビッ子体操（年中）：春期10回開催、受講者12人 秋期10回開催、受講者27人 チビッ子体操（年長）：春期10回開催、受講者30人 秋期10回開催、受講者28人 	<p>市民の多様化・高度化するスポーツ活動のニーズに応え、市民の誰もが生涯を通じてそれぞれの年齢や体力、目的に合ったスポーツ活動を安全に継続できる環境づくりを行うため、本市主催の行事等を実施するとともに、彦根市スポーツ協会加盟団体主催の各種大会・行事等についても広報する等、スポーツ関連の情報提供に取り組んでいる。今後とも、市民が気軽にスポーツに参加できる機会を増やすための取組を推進していく。</p> <p>市民体育センター閉館後、平成30年度からは、会場を彦根市子どもセンターに変更し、引き続きスポーツ教室を開催している。子ども向けスポーツ教室の会場である彦根市子どもセンターの事務局と協議し、他の利用者や大人向け教室の使用枠も考慮しつつ、なるべく多くの方に参加していただけるよう、教室の開催時期や日数、定員数等の調整を図る。</p>
1	子ども・若者育成のための社会環境づくり	① 体験や交流を重視した学習機会の充実	25 文化芸術にふれる機会の充実	文化振興室	子ども文化芸術奨励事業	「子ども文芸作品」については、小・中学生あわせて5,972点（短歌727点、俳句3,091点、川柳2,065点、詩89点）の応募があり、また「夏休み文芸ワークショップ」には、4講座で90人（うち子ども65人）の参加があった。	「子ども文芸作品」の応募数が、前年度と比較して増加した。一方、子ども文芸ワークショップの参加者のうち子どもの参加は前年度同数であった。一人でも多くの児童・生徒が気軽に参加できるように、周知の内容、方法等を見直していく。
1	子ども・若者育成のための社会環境づくり	② 図書館や子どもセンターなどの充実	26 図書館や地域文庫の充実	図書館	館内図書館資料の整備・充実事業 館外図書館資料の整備・充実事業 図書館サービスの向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館システムの整備により、本の予約やリクエスト、蔵書検索がインターネットを使用して行うことができるため、予約等の件数は増加している。また、来館者からリファレンスやリクエストを受ける機会も増えたことから、職員間の協議、専門的知識の習得を進め、図書館サービスの向上につなげた。 ●動く図書館「たちばな号」は、市内52か所のステーションを月1回巡回し、子どもから大人まで昨年度より多くの人に利用していただいた。地域文庫は市内に11か所設置されているが、生活スタイルの変化により、利用者は減少している。 ●季節に応じたイベントや定例のおはなし会を毎月4回程度開催し、来館者の増加につながるよう努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館サービスの向上に努めており、若干ではあるが貸出冊数が増加している。統計を見ると、YA（ヤングアダルト）世代の利用が伸び悩んでいるため、そういった図書館を利用したことがない層へのPRが必要である。 ●たちばな号の利用者は増加したものの、全体としては利用が伸び悩んでいる。ステーションの見直しなどを行い、さらなる利用者増につなげる必要がある。地域文庫についても、利用者増につなげるPRが必要である。 ●大人向け講演会や幼児向けおはなし会等を実施し、それぞれ一定の参加者を得ることができたが、図書館の継続した利用者になってもらうための取組が必要である。
1	子ども・若者育成のための社会環境づくり	② 図書館や子どもセンターなどの充実	27 子どもセンターの充実	子ども・若者課	子どもセンター管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度から指定管理者による運営としている。 ・毎週月～金曜日 きらきらひろばを開催した。参加者延べ25,077人 ・子育て講座開催（76回）参加者数1,496人 ・情報誌「ほけっと」の発行（月1回） ・相談 子育てに関する相談 184件、子育てアドバイス相談 9回 参加者数 46人 ・子ども教室（月1回）参加者 延303人 ・子ども将棋教室 9回開催 延581人 ・天文クラブ 10回開催 参加者数 延226人 ・ジュニア天文体験 1回開催 延8人 ・星空教室 7回開催 延159人 ・天文台の公開（11回）延880人 ・ジュニアラヂイ会議（年間16回）延402人 ・ファミリーカート3回 延479人 ・臨床発達心理士まちこさんの子育て相談 11回開催 参加者数延18人 ・施設適正管理計画に基づき、施設設備等において、必要な修繕等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度から指定管理者による管理運営となり、安定した管理運営が図れるよう、また利用者満足度の評価が向上していくよう支援していく。 ●施設の老朽化により修繕箇所が年々増加している。施設適正管理計画で対応していく。
1	子ども・若者育成のための社会環境づくり	② 図書館や子どもセンターなどの充実	28 児童館の充実	子ども・若者課 東山児童館	ふれあいの館管理運営事業（子若） 東山児童館運営事業（東児）	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいの館管理運営事業 平成28年度から指定管理者による運営としている。 ふれあいの館 開館日数245日 利用者数13,240人 施設適正管理計画に基づき、施設設備等において、必要な修繕等を行った。 ●親子ひろば事業 夏休み親子ひろばを開催し、親子での体験や交流の場を提供した。 （みんなのおはなし会、親子でストリートダンス、親子でフォトスタンドづくり） 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度から指定管理者による管理運営となり、安定した管理運営が図れるよう、また利用者満足度の評価が向上していくよう支援していく。 ●施設の老朽化により修繕箇所が年々増加している。施設適正管理計画で対応していく。 <p>今後も講座内容を充実させて、参加者の満足度向上を図っていく。</p>

視点1：子ども・若者の健やかな育ちに向けたまちづくり

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応		
1	2	子ども・若者育成のための社会環境づくり ②	図書館や子どもセンターなどの充実	29	児童遊園・公園の充実	子ども・若者課 都市計画課	児童遊園管理運営事業（子若） 金亀公園・荒神山公園管理運営事業（都計） 都市公園緑地維持管理事業（都計）	<ul style="list-style-type: none"> ●児童遊園管理運営事業 公立児童遊園5か所（高宮・八坂・みはた・広野第2・東山）の維持・管理を行った。（落書き点検・便所清掃委託管理・草刈作業委託管理等） ●指定管理者公園管理運営事業 平成30年度から金亀公園、荒神山公園のほか、庄堺公園（ばら園、はなしょうぶ園、ハーブ園）の管理運営を新たに指定管理に加えた。第4期指定管理者として「高木・技研特別共同体」を選定し、住民にとって利用しやすい公園運営、管理を実施した。 ●都市公園緑地維持管理事業 職員による各公園の施設安全点検作業を計画通り年当たり2回実施した。点検時の異常箇所については、危険度の高いものから順次修繕・撤去・改修等対応を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立児童遊園の維持管理については、都市建設部と協議し、移管を進めていきたい。 庄堺公園（ばら園、はなしょうぶ園、ハーブ園）の管理運営について、これまで行政で実施していた取組に加え、指定管理者による自主事業を計画・実施し、公園利用者の増加を図る。 高齢化が進み公園維持管理に携わる方の人数が減少する一方で、管理する公園数は年々増加し、さらには既存の遊具の老朽化はますます進むため、維持管理コストが増大している。老朽化した公園施設の修繕や撤去について利用実態を考慮し、自治会と協議を行い、必要な施設を配置・更新することにより、限られた資源の有効活用を図る。
1	2	子ども・若者育成のための社会環境づくり ②	図書館や子どもセンターなどの充実	30	地域総合センターの充実	人権・福祉交流会館	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て事業 上学年英語教室（参加者191人）、中学生英数教室（208人）、のびっこ教室（107人）を実施した。 ●学童保育事業 夏季休業中に集団生活を通して基礎的生活習慣の確立と基礎学力の定着を図った。町内参加児童数：24人／全参加児童数：75人＝32% ●高校生等交流事業 地域における青年リーダーの育成を図った。高校生等交流事業参加者数 2人 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの数の減少により、受講者数の減少が懸念されたため、チラシを河瀬小学校から配布してもらったり、市の広報に挟み込んだりして広く周知できるように努めた。 河瀬小学校の放課後児童クラブの開設により参加児童数は減少したが、安全面を考慮すると適正な数となった。今後もプログラムを工夫し、交流を深められるような運営を行っていく。 県や全国の高校生等交流会については、他地域の学生との良い交流の場となった。今後も声かけを行い、青年層の交流の場としていきたい。 	
1	2	子ども・若者育成のための社会環境づくり ②	図書館や子どもセンターなどの充実	31	公民館の充実	生涯学習課	地域子ども教室推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度～事業廃止 	
1	2	子ども・若者育成のための社会環境づくり ③	子ども・若者が参加するまちづくり	32	中学生広場の開催	生涯学習課	—	→H29年度～事業廃止	
1	2	子ども・若者育成のための社会環境づくり ③	子ども・若者が参加するまちづくり	33	地域貢献活動の推進	子ども・若者課 学校教育課	青少年健全育成事業（子若）	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年健全育成事業 各学区（地区）青少年育成協議会において、小中学生をはじめとした青少年の地域活動を推進した。各学区（地区）青少年育成協議会への補助金額を見直した（1学区10万円から8万円へ変更） ●中学生地域貢献プロジェクト（学校教育課） 中学生が地域行事等に積極的に参加することを推奨し、社会力育成を図るとともに、地域社会への貢献・連携を強めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学区（地区）青少年育成協議会へ補助金を交付し体験活動を子どもたちに提供できるよう推進しているが、実施の仕方や状況などは学区（地区）ごとで異なっている。→限られた財源の中で工夫して、各学区（地区）の特色を生かした活動ができるように、学区（地区）間の情報交換を効果的に実施して、それぞれ参考にして取組んでもらう。 地域から要請があったイベントや清掃活動等についてのみ、学校は参加を呼び掛けることができるため、地域差や学校間で差が生じる。また、参加への意欲が低い生徒もいるため、参加率も学校間で差が生じている。地域に貢献する意義をより一層伝える必要がある。
1	2	子ども・若者育成のための社会環境づくり ③	子ども・若者が参加するまちづくり	34	子どもフェスティバルの開催	子ども・若者課	子どもセンター管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度からの指定管理者において、子どもフェスティバルが実施された。子どもフェスティバル（10/13）、荒神山春祭りフティブント（5/4）の企画運営を行った。ジュニアボランティア会議18回開催 参加者数延402人 サーター会議6回開催 参加者数延25人 子どもフェスティバルでは、天体望遠鏡の観測が好評であった。来場者3,300人 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から指定管理者による管理運営となり、安定した管理運営が図れるよう、また利用者満足度の評価が向上していくよう支援していく。 ・施設の老朽化により修繕箇所が年々増加している。施設適正管理計画で対応していく。

①施策および事業一覧表

視点2：子ども・若者の育ちに応じた支援

資料3-(3)-2

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応
2	1	① 地域における子育て支援の充実	35 市民活動や施設の情報収集と広報	子ども・若者課	地域子育て支援事業	●彦根市ホームページの情報更新や、「彦根市子育てガイドブック」、「おでかけひろばカレンダー」等による子育てに係る情報提供などを行った。 ・子ども・若者課内(福祉センター2階)の相談窓口で、市民からの相談に対応した。(利用者支援事業相談件数3,100件) ・東山児童館、子どもセンター、ピバシティ彦根において「地域子育て支援センター事業」を行った。 ・「ひろば」の開設として、子どもセンターで「きらきらひろば」、ピバシティ彦根で「まんまるひろば」、福祉センター別館で「さくらひろば」「ひまわりひろば」、東山児童館で「チャチャチャひろば」を開催した。	・待機児童への対策の一つとして、在宅児への子育て支援の充実が必要であることから、未就園児とその保護者への支援を継続して実施していく。
2	1	① 地域における子育て支援の充実	36 情報提供窓口の充実	子ども・若者課	地域子育て支援事業		
2	1	① 地域における子育て支援の充実	37 地域子育て支援センターの充実	子ども・若者課	地域子育て支援事業		
2	1	① 地域における子育て支援の充実	38 親子の交流の場づくり	子ども・若者課	地域子育て支援事業		
2	1	① 地域における子育て支援の充実	39 就学前の子どもの健やかな体づくり	保健体育課	スポーツ教室実施事業	●スポーツ教室実施事業 親子キウにこフィットネス教室：春期10回開催、受講者13組 秋期10回開催、受講者16組 チビッ子体操(年中)：春期10回開催、受講者12人 秋期10回開催、受講者27人 チビッ子体操(年長)：春期10回開催、受講者30人 秋期10回開催、受講者28人	市民体育センター閉館後、平成30年度からは、会場を彦根市子どもセンターに変更し、引き続きスポーツ教室を開催している。子ども向けスポーツ教室の会場である彦根市子どもセンターの事務局と協議し、他の利用者や大人向け教室の使用枠も考慮しつつ、なるべく多くの方に参加していただけるよう、教室の開催時期や日数、定員数等の調整を図る。
2	1	① 地域における子育て支援の充実	40 園庭開放など保育所・幼稚園の支援	幼児課	幼稚園一般経費	●保育所・こども園18園で園庭開放を実施した。市立幼稚園においては、全園で次年度入園児を対象とした広場を実施した。	市内の就園率が高くなったことから、市立幼稚園では次年度の入園児童を対象に広場を継続して実施する。
2	1	① 地域における子育て支援の充実	41 病児・病後児保育	幼児課	湖東定住自立園病児・病後児保育事業	●(医)藤野こどもクリニックに委託し実施した。令和元年度の利用者数は566人(4時間超542人、4時間以内24人)であった。施設改修し、定員拡大に取り組んだ。 【参考】利用申込者数1,180人(キャンセル614人)	平成24年9月に開設以来、利用者は増加してきている。令和元年度には、かつて経験がない新型コロナウイルス感染症のため、保育室にあり方についての調整が必要となったが、市民には本事業が浸透してきており、令和元年に定員の拡大を実施し、今後も安心して利用できる事業として活用してゆく。
2	1	① 地域における子育て支援の充実	42 子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施	子育て支援課	子育て短期支援事業	●児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事の事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合および母子が経済的な理由により一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、これらの児童およびその家庭の福祉の向上を図る。延べ利用日数9日	利用者と受入施設のマッチングを行い、利用者のニーズに応える。
2	1	② 家庭・地域の子育て力の向上	43 子育て講座の開催	子ども・若者課	地域子育て支援事業	●地域子育て支援センター「チャチャチャひろば」「まんまるひろば」「きらきらひろば」において子育て講座を開催した。(計141回開催、参加者2,094組および4,246人)	・待機児童への対策の一つとして、在宅児への子育て支援の充実が必要であることから、未就園児とその保護者への支援を継続して実施していく。
2	1	② 家庭・地域の子育て力の向上	44 家庭教育の支援	子ども・若者課	家庭教育支援事業	●「すくすく・のびのび教室」を9地区公民館等で実施した。受講者：延1,463組「わいわいひろば」は4地区公民館等で開催した。参加者：延966人	・実際の利用者の人数や各地域での支援スタッフの養成・確保など、現状を踏まえて、事業の在り方を見直す時期に来ていると考える。事業内容について再検討を行う。
2	1	② 家庭・地域の子育て力の向上	45 絵本の読み聞かせによる親子のふれあい	図書館	ブックスタート事業	●平成28年度から子ども・若者課から図書館の事業へ移管。 絵本の読み聞かせは、生後4か月・10か月の乳幼児健診に合わせて実施し、絵本とバッグをプレゼントして、各家庭で読み聞かせを行うことで親子のふれあいの機会を醸成する。 ブックスタート(4か月)参加者783人、フォローアップ(10か月)参加者816人	●図書館内においても、乳幼児向けの図書の実施と利用しやすい、児童スペース・別室などの環境づくりが必要であると考え。
2	1	② 家庭・地域の子育て力の向上	46 ファミリー・サポート・センターの充実	子ども・若者課	湖東定住自立園ファミリー・サポート・センター運営事業	●ファミリー・サポート・センターの業務を、NPO法人保育サービスドリームに委託し、実施した。 彦根市 提供会員181人、依頼会員549人、両方会員25人(再掲)、活動回数746件 湖東圏域 提供会員195人、依頼会員579人、両方会員28人(再掲)、活動件数749件	ファミリー・サポート・センター事業は、利用件数は横ばい傾向にあり、4町ではほとんど利用が無い状態が続いている。一定のニーズはあるため、提供会員の確保に努める。
2	1	③ 身近な相談事業の充実	47 身近な場所での相談体制の充実	幼児課 子ども・若者課	幼稚園一般経費(幼児) 地域子育て支援事業(子若)	●幼稚園一般経費 地域の未就園の親子を対象に、園庭開放(保育所)、次年度就園児を対象に広場(幼稚園)を開催した。親子のふれあい遊びや絵本の読み聞かせ、いろいろな遊び場の提供等を行うとともに、子育て相談を行った。(月1~2回) ●地域子育て支援事業 子ども・若者課に子育て相談窓口を開設し、市民からの相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携し対応した。(子育て相談件数1件 利用者支援事業相談件数3,100件) 地域子育て支援センターにおいて、子育て相談に対応した。(相談件数1,022件) 地域で活動する子育てサポーターについては、3名が養成講座を修了し、新たに3名登録された。	就園率の上昇から幼稚園での広場については、就園予定児童を対象に実施を継続。 ・サポーターの活動場所の確保・拡充 ・サポーター養成講座の受講者数が少なく、子育てサポーターとして登録・活動可能な人材の受講者数を増やしていく必要があり、養成講座受講者を増やすための広報活動等を充実していく。

視点2：子ども・若者の育ちに応じた支援

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応		
2	1	地域における子育て支援の充実	③ 身近な相談事業の充実	48	虐待相談など、多様な相談への対応	子育て支援課 子ども・若者課 障害福祉課 健康推進課	児童虐待防止対策事業（子支） 家庭児童相談室運営事業（子支） 地域子育て支援事業（子若） 障害者虐待防止対策推進事業（障福） 保健衛生費一般経費（健推）	●児童虐待防止対策事業、家庭児童相談室運営事業 子どもに関する各般の問題に対し、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行った。相談件数：861件 ●地域子育て支援事業 子ども・若者課に子育て相談窓口を開設し、市民からの相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携し対応した。（子育て相談件数1件 利用者支援事業相談件数3,100件） 地域子育て支援センターにおいて、子育て相談に対応した。（相談件数1,022件） 地域で活動する子育てサポーターについては、3名が養成講座を修了し、新たに3名登録された。	家庭の抱える問題の複雑化により、相談員に専門性が求められている。そのため、県や関係機関の開催する研修会に積極的に参加している。 ・相談件数は増加傾向にあり、相談内容としては、就園に関するものが多い。子ども・若者課の相談窓口については、広報やHPなどを利用して、周知の拡大を図る。
2	1	地域における子育て支援の充実	③ 身近な相談事業の充実	49	地域での子育て支援	子育て支援課	児童虐待防止対策事業 家庭児童相談室運営事業	●障害者虐待防止対策推進事業 家庭訪問等の相談支援の強化を図るとともに、虐待者、養護者等への支援を行った。	障害者の権利擁護・虐待防止に加えて、障害者に対する理解を深めていくことが必要であり、市民向けの啓発を効果的に実施することが必要である。 ①協議会の継続的な開催を図り、関係機関のネットワーク構築に努める。 ②障害理解を深めるための講演会を、いくつかの機関と連携するなど、効果的・効率的に実施する。
2	1	地域における子育て支援の充実	③ 身近な相談事業の充実	50	子育て経験者・サポーターによる支援の充実	子ども・若者課	地域子育て支援事業	●保健衛生費一般経費 子育て世代包括支援センター電話相談 相談件数：132件（延） 乳幼児個別相談：22回/年実施。（うち栄養士による個別相談11回）、来所者数：実225人、延537人	H30年度より「子育て世代包括支援センター」の電話番号として妊娠前から子育て期の相談を幅広く相談を受けられるように名称変更した。育児に関する相談に比べ、妊娠期の相談は少ないため母子手帳発行時等に引き続き周知していく。 乳幼児個別相談は、R2.3月は、新型コロナウイルス感染症のため中止になったが、今年度は来所者数が22人程増加し、継続して来所される人も多くいた。利用者が多く混雑するため、受付方法などを変更し実施できた。今後は感染予防のため、相談や受付方法の変更が必要。
2	2	保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実	51	保育・教育の共通カリキュラムの作成	幼児課	児童福祉法施行事業	●彦根市保幼小接続期カリキュラム作成の手引きを作成し、各園、各小学校に周知を図った。	幼児教育と小学校教育が互いに連携をとり、子どもたちの生きる力を育てることを目的に今後、各学校・園は共有した「彦根市保幼小接続期カリキュラム」を作成し、滑らかな接続に取り組む。
2	2	保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実	52	保育・教育の充実	幼児課	保育所職員研修事業 幼稚園一般経費	●乳幼児教育・保育職員研修事業 保育所等職員の資質の向上と保育内容の充実を図るため、公立、民間の職員研修やケース検討会を開催し、また、保育協議会への研修補助を実施した。	幼稚教育・保育の職員研修を継続して実施し、共通した研修会の開催や研究会の交流を行い、教育・保育の充実を図る。
2	2	保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実	53	小学校との連携	幼児課	幼稚園一般経費	●保幼小連絡協議会や保・幼・小の連携の会を開催し、1年生学習参観や5歳児保育参観等を通じて、子どもたちの情報把握や意見交換、研修等を行い、保育所・幼稚園と小学校との連携を推進した。	連携に関して、各職員の意識向上が必須であり、就学前教育・保育と小学校教育に対する相互理解を図るための現場実習、意見交換、研修等を市全体や各学区で積極的に推進していく。また、各校園で接続カリキュラムを作成し実践してゆく。
2	2	保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実	54	人権保育・教育の推進	幼児課 人権教育課	保育所・幼稚園職員人権教育推進事業（幼児） 小中学校人権教育推進事業（人教）	●乳幼児教育・保育職員研修事業 保育所・幼稚園・こども園職員の合同人権に関する研修会を実施した。また全国人権保育研究会に6園が参加した。 ●小中学校人権教育推進事業 各園では計画的に年間3回以上の人権研修を実施している。また人権教育課職員が幼稚園職員全員研修において、人権研修として講師を務めたり、彦根市人権教育研究大会や彦根市人権教育指導者養成講座などの研修機会を提供した。さらに、園訪問を実施し、人権に関する指導助言を行った。	継続した人権研修の実施により職員の人権意識の向上を図り、人権保育・教育を推進できるようにする。 子どもの貧困や児童虐待が問題視される中、子どもの命や人権を大切に取る取組が推進されるよう指導等を行った。
2	2	保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実	55	保育士・幼稚園教諭の人材確保	幼児課	保育所職員人材確保事業	●保育士フェアの開催 参加者：60人 夏休みに高校生保育所体験の実施 参加者：89人 保育士フェアや保育体験の参加者が市内保育所・こども園に採用された。 保育士等求人登録制度を実施し、情報提供を行った。	事業について、関係者への周知が徐々に広がり、採用につながってきているので、継続的な実施が必要である。
2	2	保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実	56	認定こども園の整備	幼児課	（仮称）平田認定こども園整備事業	●こども園管理運営事業（平田） 平田認定こども園駐車場に隣接する土地の寄付を受け、第2駐車場の整備を完了した。	今後も、利用しやすい安全な園になるように整備を進める。
2	2	保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実	57	待機児童対策としての保育所整備	幼児課	民間保育所施設整備事業	●民間保育所3園の修繕工事に対し補助を行った。	民間園の保育環境の整備を行った。保育環境の向上を目指す。
2	2	保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実	58	公立幼稚園の保育時間の拡大と預かり広場の充実	幼児課	幼稚園一般経費	●公立幼稚園・こども園の在園児（教育・保育給付認定1号）を対象に、午後4時まで、預かり保育（広場）を実施した。また、無償化制度導入前の夏休み期間、預り保育を実施した。	保護者の就労等の保育ニーズの増加に伴い、預かり保育の充実に取り組む。
2	2	保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実	59	一時預かり事業の充実（保育所）	幼児課	一時預かり等事業	●市内保育所等15園（私立15園）で実施した。	無償化制度導入に伴い、届出手続きを実施した園が減少したため、地域子ども・子育て支援事業の充実の必要がある。
2	2	保育・教育の充実	① 就学前の保育・教育の充実	60	保育所・幼稚園の安全管理体制の強化	幼児課	幼稚園一般経費	●毎月1回、不審者や自然災害を想定した避難訓練を行い、職員と子どもの防犯、防災に対する意識の向上を図った。交通安全対策についても取り組んだ。	継続して取り組み、安全対策の徹底を図る。

視点2：子ども・若者の育ちに応じた支援

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応
2	2	② 学校教育・生涯学習の充実	61 未来を創る力の育成	学校教育課	国際理解教育推進事業	●社会のグローバル化に対応するため、国際理解教育の充実を図り、外国籍児童生徒への支援等により多文化共生社会の実現を目指した。	日本語指導を必要とする児童生徒が増加しており、保護者への支援を含めると支援人数はかなり多くなる現状である。指導体制を整備する必要がある。
2	2	② 学校教育・生涯学習の充実	62 確かな学力・体力を育む教育の充実	学校教育課 保健体育課	学力向上推進事業（学教） 小中学校体育振興事業（保体）	●学力向上推進事業 ○「ひこねっこ ころそだての6か条」を新たに策定し、この提言をプリントした下敷きを、次年度小学校入学の新1年生と2年生児童に配付し、学びの提言の周知を図った。 ○学生チューター・サポーターを学校教育活動支援員として、小・中学校に25人を派遣した。 ○彦根市学力テスト 小学校5年生、中学校2年生を対象に全国規模の学力テストを実施し、その学力の状況を把握するとともに、授業改善や児童生徒の個の課題に応じた支援を行った。 ○教員OBによる学習指導支援（国語、算数・数学） 教員の学習指導力向上を図るため、市内小中学校へ教員OBによる指導力向上専門指導員を派遣した。 ●小中学校体育振興事業 運動量を確保した授業改善や運動会への充実を図る健やかタイム（業間10分間運動）などに取り組む学校が増え、児童生徒の体力向上が見られた。	児童生徒に確かな学力を身につけさせるため、継続的な取組を必要とする。学力補充、教員の授業力向上に取り組んできたが、学力の定着のためには、家庭への啓発・児童生徒の自学の習慣化を図る取組を充実させる必要がある。 運動が苦手であったり、運動することに消極的であったりする児童・生徒に対する取組が課題である。運動をすることの爽快感や楽しさに触れ、児童・生徒の運動意欲が高まるような授業改善や環境づくりに努める。
2	2	② 学校教育・生涯学習の充実	63 子ども読書活動の推進	学校教育課	読書活動支援事業	●本に親しむ機会を設け、子どもたちが積極的に本に関わり豊かな読書生活を送ることができるよう推進した。	各校の図書館教育の充実のためには、支援員の増員もしくは専門的知識を備えた支援員の配置が求められる。専門職として任用できるとよい。
2	2	② 学校教育・生涯学習の充実	64 福祉教育の推進・充実	学校教育課 障害福祉課		●学校教育課 関係所属や団体との交流を図ることで福祉教育・学習を推進し、進んで社会に関わり、自分でできることに取り組む児童生徒の育成を図った。 ●障害福祉課 学校での総合的な学習の時間において取り組まれているボランティア学習や福祉学習について、市社会福祉協議会や市身体障害者更生会などの障害当事者団体等とともに協力し、また、必要な情報提供を行っていく。	限られた教育課程の中で、カリキュラムマネジメントを行いながら、有効な手立てを考える必要がある。 学校での総合的な学習の時間において取り組まれているボランティア学習や福祉学習について、市社会福祉協議会や市身体障害者更生会などの障害当事者団体等とともに協力し、また、必要な情報提供を行っていく。
2	2	② 学校教育・生涯学習の充実	65 教職員の連携・研修や情報交換	学校教育課 教育研究所	教科等研究・研修事業（学教） 教職員研修事業（教研） 教育課題に関する調査研究事業（教研） 教育実践研究奨励事業（教研）	●教科等研究・研修事業 教職員の研修を充実し、教科指導力、生徒指導力等の向上を図った。 ●教職員研修事業、教育課題に関わる調査研究事業、教育実践研究奨励事業 青年教員研修（1年次・2年次）受講者：68人 全員研修5回・グループ研修35回実施 教育課題に関する研修会 特別支援教育（受講者：58人） 教育課程に関する研修会 プログラミング教育（受講者：10人） 教育相談に関する研修会 学校カウンセリング（受講者：38人） 教職員授業実践力向上講座（学級経営）（受講者：26人） 教育課題に関する教育講演会 受講者：260人 教育実践研究論文（応募数 幼稚園：23 小学校：60 中学校：23 合計106点、応募人数は185人） 研究論文は紀要にまとめ、次年度に発行。市内各幼小中学校園へ配布した。	教職員の資質向上のため、継続した研修が必要である。 □「教員の働き方の見直し」を鑑み、学校現場と教職員の負担軽減を考慮して、従来の研修を見直すことにした。 ① 青年教員研修 → 1～2年次は悉皆研修 ② 教職員授業実践力向上講座 → 年間1回（令和元年度は学級経営、令和2年度はプログラミング教育を予定） ③ 調査研究事業 → 平成31（令和元）年度は1部門、令和2年度は2部門 ④ 教育実践研究奨励事業 → 1～2年次教員の提出
2	2	② 学校教育・生涯学習の充実	66 家庭・地域への啓発と連携	学校教育課	学力向上推進事業	●子どもの健やかな成長のためには、学校、家庭、地域との連携が重要であるため、新たに「ひこねっこ ころそだての6か条」を新たに策定し、下敷きにて配布したほか、これをポスターにして、各学校、公民館に掲示し、地域に啓発した。	新たに「ひこねっこ ころそだての6か条」を新たに策定し、啓発しているが、基本的な生活習慣づくりには、家庭の役割が大きい。
2	2	② 学校教育・生涯学習の充実	67 人権教育の推進	人権教育課	小中学校人権教育推進事業	●各校の職場において年間3回以上の人権研修を計画的に実施するとともに、彦根市人権教育研究大会や彦根市人権教育指導者育成講座において様々な研修の機会を提供することができた。また、人権教育にかかわる学校訪問により、各校の実情に応じた指導助言を行うとともに、研究指定校や中学校ブロックでの実践成果を広く市内に発信した。	小中学校内において、子どものいじめが問題視される中、近年においてはネット上やSNSでの誹謗中傷等新たな人権課題が発生しており、発達段階に応じた取組を行った。
2	2	② 学校教育・生涯学習の充実	68 学校支援地域本部事業の推進	生涯学習課	地域学校協働本部事業	●全小中学校で地域の方々による学校支援が推進できた。地域の方々や学校内外で子どもたちと接する機会が多くなり、子どもの様子や学校の取組を知る機会になった。地域学校協働活動の取組内容を地域コーディネーターや学校から地域に発信できた。また、地域協議会や実行委員会での交流により、取組体制や支援内容、方法等についての意見交換や情報共有を図ることができた。地域の方々や学校を支援する活動を通して、未来を担う子どもたちの成長を地域全体で支え、育んでいこうという機運を高めることができた。	事業を支える地域ボランティアが高齢化、固定化する傾向がある。地域協議会や実行委員会等を通して支援のネットワーク化を図り、新たな人材の確保に努める。「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図るとともに活動の工夫等の情報交流を行い、各地域における学校支援を継続・充実させる。

視点2：子ども・若者の育ちに応じた支援

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応	
2	2	②	69	サイエンスプロジェクトの推進	生涯学習課	湖東定住自立圏彦根市サイエンスプロジェクト推進事業	●彦根市サイエンスプロジェクト推進事業については、関係団体等への委託による自律型サッカーロボット教室（初級、中級、上級講座各5回）の開催やサッカーロボット練習場であるひこねロボットクラブの開設を行うとともに、多様な地域人材等を活用した子ども科学教室（5回）を開催した。	市内の民間事業者が実施する講座も増えているため、官民での役割を見直し、令和2年度は自律型サッカーロボット教室初級、中級を廃止し、上級のみとする。初級、中級については、大学等民間で実施できるよう関係機関等と連携し、体制を作る。
2	2	②	70	学校での安全管理体制の強化	保健体育課	防災・安全教育推進事業 子ども見守り活動推進事業	●防災・安全教育推進事業、子ども見守り活動推進事業 各校において地震・風水害・原子力災害についての学校管理マニュアル（学校防災マニュアル）を作成し、各校年間に3回以上の避難訓練を実施した。また、避難訓練の一環として、不審者侵入対応訓練の実施や、交通安全の実施によって、防犯および交通安全への意識を高めた。	学校管理マニュアル（学校防災マニュアル）については各校で作成されており、避難訓練実施後に課題を挙げ、見直しを図るよう、防災教育講演会等において周知を図る。平成30年度に作成した「防災教育副読本ワークシート」も活用しながら、今後も防災教育を推進する。
2	2	③	71	身近で多様な相談体制の充実	教育研究所	ともつなカウンセリング事業 適応指導教室「オアシス」運営事業 悩みの相談活動事業	●ともつなカウンセリング事業 訪問教育相談員の全幼小中学校圏への訪問回数は1,014回、対応延人数は4,552人となり、スーパーバイザーの指導のもと、きめ細かな体制で相談援助に当たることができた。	学校圏への支援、幼児児童生徒や保護者に対するきめ細やかな相談援助には、状況に応じた見極めや対応が必要であり、専門的な知識や技能、豊かな職員が求められるとともに、職員の高齢化に伴い、今後、人材を確保していくことが必須の課題である。
2	2	③	72	いじめなど問題行動への対応や不登校への支援	学校教育課 教育研究所	いじめ等問題行動対策総合事業（学教） 生徒指導総合推進事業（学教） ともつなカウンセリング事業（教研）	●適応指導教室「オアシス」運営事業 今年度の通室生は25人で、延べ592人がオアシスに通室し、全員が学校復帰もしくは改善が見られた。また、相談件数も、延1,608件（来室647件・電話961件）あった。訪問教育相談員との連携を図りながら、子どもたちの個々の課題に応じた支援に努めた。	様々な要因による不登校（傾向）、学習不応等に対応するため、訪問教育相談員の人材確保をはじめとする教育相談体制の充実と教育相談担当者の資質向上を目指す研修会を実施する。
2	2	③	73	いじめなど問題行動の防止	学校教育課	いじめ等問題行動対策総合事業	●悩みの相談活動事業 毎週月曜日と水曜日の14時～17時に「子どもと親の悩みの相談電話」（専用電話）を開設し、専門の相談員が相談電話（160件）を受けた。また所員による「子育て相談電話」（月～金）の相談は31件（年間15.5時間）あった。	悩みの多様・多様性を鑑み、きめ細やかな相談援助体制の構築と専門的な知識や技能を有する相談員の人材確保が課題である。
2	2	③	74	ケースの早期発見・対応	子育て支援課 学校教育課 教育研究所	児童虐待防止対策事業（子支） 家庭児童相談室運営事業（子支） 生徒指導総合推進事業（学教）	●いじめ等問題行動対策総合事業、生徒指導総合推進事業 ハートフルサポート指導員を中学校5名配置した。すべての学校で、教育相談、学習支援、いじめの未然防止や早期発見、生活指導にあたり、効果的支援を実施した。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを適宜学校に派遣し、児童生徒や保護者に直接面談等の支援にあたり、ケース会議で助言し、問題行動の改善に向けての方向性を見いだすことができた。	●いじめ等問題行動対策総合事業、生徒指導総合推進事業 いじめ対策、生徒指導、不登校対策、SCやSSWの配置等個々に実施している事業を一體的に集約し、総合的に実施していく体制を構築していく。
2	2	③	75	いじめなど問題行動への対応や不登校への支援	子育て支援課 学校教育課 教育研究所	児童虐待防止対策事業（子支） 家庭児童相談室運営事業（子支） いじめ等問題行動対策総合事業（学教） ともつなカウンセリング事業（教研） 適応指導教室「オアシス」運営事業（教研）	●児童虐待防止対策事業、家庭児童相談室運営事業 子どもに関する様々な問題に対し、家庭その他からの相談に応じ、早期発見に努めるとともに子どもが有する問題や子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援を早期に行った。相談件数：861件	家庭の抱える問題の複雑化により、相談員に専門性が求められている。そのため、県や関係機関の開催する研修会に積極的に参加している。
2	2	③	76	いじめなど問題行動への対応や不登校への支援	教育研究所	適応指導教室「オアシス」運営事業	令和元年度～事業廃止	
2	2	④	77	放課後児童の健全育成	生涯学習課	放課後子ども総合プラン運営委員会運営事業		
2	2	④	78	放課後児童の健全育成	生涯学習課	放課後児童クラブ運営事業 放課後児童クラブ整備事業	●放課後児童クラブ運営事業、放課後児童クラブ整備事業 放課後児童クラブについては、統括アドバイザーおよび副統括アドバイザーが中心となって、各クラブの指導状況の把握やクラブ運営の指導・助言、保護者や学校間調整などの支援を行い、円滑なクラブ運営に努めた。さらに、配慮を要する児童への理解や指導、児童クラブ内でのトラブルや保護者対応、安全管理体制の強化や指導員への防犯意識の向上等、クラブ運営の実状を踏まえた研修会を開催し、指導員の資質向上を図った。 また、年々増加する利用希望者の受け入れるため、佐和山小学校放課後児童クラブ専用棟の建設を行った。	核家族化の進展や女性の社会進出、ライフスタイルの多様化に伴い、今後も入会児童数の増加が予想されるとともに、配慮を要する児童への理解や指導といった指導員の一層の資質向上が必要であり、研修の充実を努める。
2	2	④	79	放課後児童の健全育成	生涯学習課	放課後児童クラブ運営事業		
2	2	④	80	放課後児童の健全育成	生涯学習課	放課後児童クラブの施設充実		
2	2	④	81	放課後児童の健全育成	生涯学習課	放課後児童クラブの安全管理体制の強化		
2	2	④	82	放課後児童の健全育成	生涯学習課	放課後児童クラブの安全管理体制の強化		
2	2	⑤	83	学齢期・思春期のこころと体の健康づくり	保健体育課	学校保健管理事業	●学校保健管理事業 保健学習や保健指導、性に関する指導、薬物乱用防止教育、生活習慣病予防対策事業、研修会等を実施し、児童生徒および教職員や保護者の健康意識向上に努めた。	性に関する指導、薬物乱用防止教育、がん予防教育等は、各校の実施状況を調査しているが、時間の確保、講師料等の課題があり市内全小中学校での実施には至っていない。引き続き、専門知識を持つ講師による教職員の研修を開催し、専門的知識を持つ教職員の育成や、子どもたちへの健康教育の推進に努める。
2	2	⑤	84	学齢期・思春期のこころと体の健康づくり	保健体育課	学校保健管理事業		

視点2：子ども・若者の育ちに応じた支援

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応
2	2	⑤	85	健康管理と生活習慣指導	健康推進課	●地域保健活動事業 学校保健委員会への出席や養護教諭との連携を各地区担当保健師が実施している。	今後も学校保健委員会や養護教諭と連携し、児童、生徒のこころと体の健康づくりに取り組んでいく必要がある。
2	2	⑤	86	喫煙・飲酒・薬物対策	健康推進課	●中学生のチャレンジウィークとして5日間の職場体験を行った。	5日間の実施は、事業所側にも学校側にも負担が大きい。
2	3	①	87	職場体験の推進	学校教育課	●新成人のつどい事業 新成人代表の司会進行により、和やかな式典となった。また、実行委員については、市ホームページや広報誌、FMひこね等を活用し、広く募集したが、学業等の多忙や居住地が遠方であることなどから、実行委員会を組織できるだけの人数が集まらなかった。新成人代表3名が司会進行等を担当したが、実行委員会企画はなかったものの例年と同様の式典であった。 ●青少年活動の促進事業 令和元年度～事業廃止	・新しく成人の仲間入りをするという自覚を持ち、ふるさと彦根への愛着と誇りを深める式典の充実に努める。 ・実行委員については、中学校卒業時の成人式実行委員候補者名簿、市ホームページや広報誌等を活用する。
2	3	①	88	社会参画の促進	生涯学習課	●家庭児童相談室運営事業、ひとり親家庭自立支援事業 家庭児童相談件数：861件 母子父子福祉相談 年間相談総件数：830件 就労支援としてのプログラム策定受付件数：27件 ●子ども・若者支援事業 ①平成30年度に、彦根市社協と彦根市子ども・若者総合相談センターと協働で製作した「彦根市子ども・若者支援ガイドブック」(子ども・若者の支援機関等の情報を掲載)および、「彦根市子どもたちの学びと育ち応援ガイドブック」(子どもの貧困対策に関する支援情報等を掲載)の掲載情報の更新をして、市HPでの掲載と関係機関への情報提供をした。 ②ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。 【総合相談：延べ400件、カウンセリング：延べ139件、サロン参加者：延べ241人】 ③生きづらさのある若者たちに寄り添う地域での居場所「通信サロン(若者サロン)」を、NPO法人へ業務を委託して開設した。 【参加者：延べ411人】 ※予算の関係で、②③については、令和元年度は6月19日から委託 ④社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を3回(3回目は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議)開催した。また、内閣府所管『平成31年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらっての事例検討会を1回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。 ⑤県主催の協議会や研修等に積極的に参加した。 ●相談支援事業 障害のある人や子ども、その家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行った。 事業委託先：とよさと、逢山会、青い鳥会、ひかり福祉会、かずみ会、NPOほまほハウス、あすなろ福祉会 *7法人のうち、とよさとに基幹相談支援センターを委託 相談者数：実6,292人、延24,179人	母子父子福祉相談はのべ相談回数は1,000回を上回っており、同じ相談者を支援する機会も多いことから、相談・就労支援とともに他課とも連携しながら、相談者が納得でき安心できる支援体制の充実にめざす。 ・ニートやひきこもりなど、生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりがづらい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など) ・「子ども応援コーディネーター」は保育所や幼稚園等へ訪問をしているが、個別ケースの情報が得にくい(保育所や幼稚園は、既に子育て支援課と連携済みのため等)。 ⇒子育て支援課との連携の仕方を検討する。 ・「通信サロン(若者サロン)」の新たな展開が求められつつある(出口の支援)。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会等で検討する。 ・子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会の活動を進めることで、引き続き課題整理等に取組む。
2	3	①	89	自立に困難を有する子ども・若者の包括的な支援体制の充実	子育て支援課 子ども・若者課 障害福祉課 発達支援センター 学校教育課	家庭児童相談室運営事業(子支) ひとり親家庭自立支援事業(子支) 子ども・若者支援事業(子若) 相談支援事業(障福) 働き暮らし応援センター事業(障福) 発達支援推進事業(発せ)	●子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会の活動を進めることで、引き続き課題整理等に取組む。 障害者数の増加等から障害福祉サービス等の利用ニーズが大きくなるが見込まれる。また、相談内容が多岐にわたり、複雑化していることから、相談員の資質向上や相談支援の更なる充実も課題である。 ①障害福祉サービス事業所等へ相談員の配置等の動きかけを行う ②湖東地域障害者自立支援協議会において関係機関との連携強化、社会資源の開発や改善を図る ③認証発達障害者ケアマネジメント支援事業の活用
2	3	①	90	社会とのつながりの創出	子ども・若者課	●働き暮らし応援センター事業 湖東福祉圏域1市4町の共同事業として、社会福祉法人 ひかり福祉会に対し、職場開拓員と就労サポーターの雇用経費の一部を助成した。平成31年度は、29人の障害のある人が新規に就職をした。併せて職場定着につなげる取組みを行った。 令和元年度末 登録者数：全体834人(うち彦根市577人) 令和元年度(年間) 新規就労者数：全体35人(うち彦根市29人) ●発達支援推進事業 発達障害またはその疑いのある人およびその保護者ならびに関係者を対象とした発達相談を行った。延相談数976件、実相談数389件。その内、就労等に関する成人期の相談数は155件あり、大幅に増加した。就労に向けての相談に応じるとともに、相談内容に応じてハローワーク等の就労機関と連携した。 ●学校教育課 自立困難な子どもへの支援体制として、個に応じた進路指導の充実を図った。特に、経済的困難家庭や要保護家庭については、関係機関と連携を図った。	身体・知的・精神障害に加え、難病・発達障害・ひきこもり等、障害者手帳の交付を受けない人からの相談もあり、ケース対応が複雑化していることから、あらゆる状況に専門的かつ弾力的に対応する相談技術が求められる。 働き、暮らし応援センターも構成員である湖東地域障害者自立支援協議会労働部会を中心に、研修および連絡調整等の取組みの充実を図る。 発達障害のために、学校や職場で不適応が生じ、不登校や短期間で離職している方の相談がある。そのような場合に、生じている問題についてのアセスメントや対応方法の相談など、主訴に応じたアプローチを行うが、一機関の相談のみで解決に向かうことは難しいという課題がある。そのための対応として学校や就労支援機関など関係機関との連携を重要視して取り組んでいる。 関係機関と連携して進路保障はするものの、根本的な家庭環境を変えるまでには至らない。一層の支援が必要である。

視点2：子ども・若者の育ちに応じた支援

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応		
2	3	自立に向けた支援	① 自立に向けた意識づくり	91	国際理解や多文化共生を学ぶ機会の創出	人権政策課	国際理解教育推進事業	●小・中・高等学校を中心に、各学年や年代、教育目標に応じて、多種多様な参加型学習教材を用いた国際理解講座を、出前講座として、年間16講座開催した。	国際理解講座については、湖東定住自立圏の4町からの利用が少ないため、情報提供に努める。
2	3	自立に向けた支援	② 就労支援の充実	92	職業に関する知識、技能の育成	地域経済振興課	雇用対策事業	●市広報やホームページにおいて、滋賀県や関係機関が実施する若年求職者技能習得支援事業や各種訓練コースの募集案内について、情報提供を行った。	引き続き、ハローワーク彦根や彦根商工会議所、稲枝商工会などの関係機関と連携し周知、啓発を行います。
2	3	自立に向けた支援	② 就労支援の充実	93	就労支援の充実	子ども・若者課	子ども・若者支援事業	●子ども・若者支援事業 ①平成30年度に、彦根市社協と彦根市子ども・若者総合相談センターと協働で製作した「彦根市子ども・若者支援ガイドブック」(子ども・若者の支援機関等の情報を掲載)および、「彦根市子どもたちの学びと育ち応援ガイドブック」(子どもの貧困対策に関する支援情報等を掲載)の掲載情報の更新をして、市HPでの掲載と関係機関への情報提供をした。 ②ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。 【総合相談：延べ400件、カウンセリング：延べ139件、サロン参加者：延べ241人】 ③生きづらさのある若者たちに寄り添う地域での居場所「通信サロン(若者サロン)」を、NPO法人へ業務を委託して開設した。 【参加者：延べ411人】 ※予算の関係で、②③については、令和元年度は6月19日から委託 ④社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を3回(3回目は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議)開催した。また、内閣府所管『平成31年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらっての事例検討会を1回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。 ⑤県主催の協議会や研修等に積極的に参加した。	・ニートやひきこもりなど、生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など) ・「子ども応援コーディネーター」は保育所や幼稚園等へ訪問をしているが、個別ケースの情報が得にくい(保育所や幼稚園は、既に子育て支援課と連携済みのため等)。 ⇒子育て支援課との連携の仕方を検討する。 ・「通信サロン(若者サロン)」の新たな展開が求められつつある(出口の支援)。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会等で検討する。 ・子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会の活動を進めることで、引き続き課題整理等に取組む。
2	3	自立に向けた支援	② 就労支援の充実	94	制度普及に向けた国への要望	企画課	男女共同参画社会づくり地域等啓発事業 男女共同参画推進事業	男女共同参画センター「ウィズ」の女性チャレンジ支援セミナーとして、子育てや介護等で一旦仕事を中断した女性が、その経験や能力を活かして社会に参画し、チャレンジすることができることを目指すため、女性が自分らしく輝くための「ものづくり&起業講座」をテーマに全2回の講座を開催し、延べ9人の参加があった。	起業事例を学び情報交換ができる場を提供できたが、残念ながら参加者が少なかった。受講者数増加のため、講座の広報を工夫し、内容をさらに充実させたものとする必要がある。
2	3	自立に向けた支援	② 就労支援の充実	95	技能取得など、就業・再就職に向けた支援	子育て支援課 子ども・若者課 地域経済振興課	ひとり親家庭自立支援事業(子支) 子ども・若者支援事業(子若) 雇用対策事業(地経)	●ひとり親家庭自立支援事業 自立支援教育訓練給付金件数：1件 高等職業訓練促進給付金等支給件数：8件 ●子ども・若者支援事業 ①平成30年度に、彦根市社協と彦根市子ども・若者総合相談センターと協働で製作した「彦根市子ども・若者支援ガイドブック」(子ども・若者の支援機関等の情報を掲載)および、「彦根市子どもたちの学びと育ち応援ガイドブック」(子どもの貧困対策に関する支援情報等を掲載)の掲載情報の更新をして、市HPでの掲載と関係機関への情報提供をした。 ②ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。 【総合相談：延べ400件、カウンセリング：延べ139件、サロン参加者：延べ241人】 ③生きづらさのある若者たちに寄り添う地域での居場所「通信サロン(若者サロン)」を、NPO法人へ業務を委託して開設した。 【参加者：延べ411人】 ※予算の関係で、②③については、令和元年度は6月19日から委託 ④社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を3回(3回目は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議)開催した。また、内閣府所管『平成31年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらっての事例検討会を1回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。 ⑤県主催の協議会や研修等に積極的に参加した。	教育訓練については、実績には上がっていないものの、来年度の受講に向けて申請された方も数名おられた。給付対象者に対しては、受講中から資格取得後の求職活動までのフォローと、就職後のアフターフォローまでを計画的に行っていく。 ・ニートやひきこもりなど、生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など) ・「子ども応援コーディネーター」は保育所や幼稚園等へ訪問をしているが、個別ケースの情報が得にくい(保育所や幼稚園は、既に子育て支援課と連携済みのため等)。 ⇒子育て支援課との連携の仕方を検討する。 ・「通信サロン(若者サロン)」の新たな展開が求められつつある(出口の支援)。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会等で検討する。 ・子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会の活動を進めることで、引き続き課題整理等に取組む。
								●雇用対策事業 市広報やホームページにおいて、滋賀県や関係機関が実施する若年求職者技能習得支援事業や各種訓練コースの募集案内について、情報提供を行った。	引き続き、ハローワーク彦根や彦根商工会議所、稲枝商工会などの関係機関と連携し周知、啓発を行います。

①施策および事業一覧表

視点3：みんなが共に育つための子ども・若者への支援

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容(実績)等	事業推進上の課題とその対応
3	1	① 児童虐待の防止と対応	96 相談窓口の情報提供	子育て支援課	児童虐待防止対策事業(子支) 家庭児童相談室運営事業(子支)	●児童虐待防止対策事業、家庭児童相談室運営事業 啓発活動については11月の児童虐待防止推進月間にあわせ彦根城オレシジライトアップやオレシジリボンイルミネーションの設置を行った。また、大型量販店に児童虐待防止啓発ブースの設置や来客者にオレシジリボンやリフレットの配布により啓発を行った。	児童虐待の早期発見を図るため、通告短縮ダイヤル「189」の周知に努める。
3	1	① 児童虐待の防止と対応	97 相談・対応体制の充実	子育て支援課 健康推進課	児童虐待防止対策事業(子支) 家庭児童相談室運営事業(子支)	●健康推進課 育児不安を抱える保護者に対して、保健師による相談や訪問指導を実施し、関係機関とも連携し、虐待予防を図った。 訪問件数(虐待またはDV) 新規:31件、延105件(育児不安) 新規:85件、延199件 不適切な養育として子育て支援課に連絡 5件 特定妊婦として子育て支援課に連絡 6件	不安を抱える家庭や頻りに支援が必要な家庭が増加しているが、現在地区担当で支援しており、地区によりかなりの偏りがある。支援が必要な家庭が多い地区は負担が多く、支援が手薄になる可能性も考えられる。早期発見や充実した支援を行うためにも、1人1地区担当でなく、複数担当での受け持ち体制が望ましい。
3	1	① 児童虐待・配偶者への暴力などの防止	98 子どもの権利についての啓発	人権政策課 子育て支援課	市民人権啓発推進事業(人政) 児童虐待防止対策事業(子支) 家庭児童相談室運営事業(子支)	●市民人権啓発推進事業 自治会が自主的に開催する「人権のまちづくり懇談会」において、9自治会が「子どもの人権」をテーマに取り上げた。(全体の比率としては、約4.5%) ●人権のまちづくりフェスタ開催事業は、平成30年度をもって事業を廃止した。	●市民人権啓発推進事業 今後も継続して「子どもの人権」をテーマに取り上げていただくよう市民に広く周知していくために、講師の育成や新規開拓が必要である。
3	1	② 配偶者に対する暴力の防止と対応	99 相談・対応体制の充実	企画課 人権政策課 子育て支援課	男女共同参画センター管理運営事業(企画) 男女共同参画推進事業(企画) 市民人権啓発推進事業(人政) 配偶者暴力相談事業(子支)	●男女共同参画センター管理運営事業、男女共同参画推進事業 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の11月15日に、男女共同参画センター「ウイス」において「暴力防止啓発講座」を開催し、39人が受講した。当講座を相談機関の連携を深めるために設置している「男女共同参画相談業務連絡会議」の研修として位置づけ、各機関の相談員も受講し、スキルアップに努めた。 女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係(セクハラなど)、子どもに関する事など、さまざまな相談に男女共同参画相談員が相談業務を行った。 女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ「女性に対する暴力をなくす運動」期間の11月12日に彦根城と夢京橋キャッスルロードにおいて、パープル・ライトアップを行った。	DV被害は顕在化しにくいことから、啓発の継続と支援者を増やすことが必要である。社会状況の変化により相談内容も複雑になってきているので、適切な支援ができるようよりスキルアップを図っていく必要がある。
3	1	② 配偶者に対する暴力の防止と対応	100 市民への啓発	企画課 人権政策課 子育て支援課	男女共同参画センター管理運営事業(企画) 男女共同参画推進事業(企画) 市民人権啓発推進事業(人政) 企業内人権啓発推進事業(人政) 人権のまちづくりフェスタ開催事業(人政) 配偶者暴力相談事業(子支)	●配偶者暴力相談事業 DV相談を専門に受ける女性相談員一名を配置し相談業務を行った。さらに、配偶者暴力相談支援センター・警察などと連携し、情報の共有化を図った。 令和元年度 DV相談件数56件 大型量販店の女性用お手洗いにDV啓発カードを設置した。	市民にDVの正しい知識、相談窓口の周知を図るため、女性等への暴力防止に向けた啓発提供回数を増やす。
3	2	① 青少年非行の防止	101 非行防止活動の充実	学校教育課 少年センター	少年センター一般管理経費(少セ)	●学校教育課 少年センターとともに、地域・学校・警察などが連携し、街頭補導に取り組んだ。	
3	2	① 青少年非行の防止	102 立ち直り支援活動の充実	少年センター	青少年支援センター設置事業	●少年センター一般管理経費 彦根市青少年指導員とセンター所員を中心に市内8コースを設定した合同街頭補導を毎月平均13回行った。 特別街頭補導を年間24.3回行った。内訳は、長期休業期間中(春、夏、冬、春)各小中学校区の地区別街頭補導を203回、登下校指導を28回、列車警乗指導を4回、補導部による街頭補導を8回行った。 学校が休業期間中の大型量販店など市内の所員パトロールを年間34回行った。 広報・啓発として、広報誌「きぼう」を発行し関係機関に配布した。市HPによる広報の他、「あゆみ」を発行し関係機関に配布した。	彦根市ではPTA連絡協議会・生徒指導連絡協議会でゲームセンターやカラオケへの子どもだけの立入禁止を約束事としているが、守られていない状況が多く見受けられる。一部理解の得られない保護者や協力の得られない店舗があり、さらなる啓発活動の充実が課題である。 街頭補導の立ち寄り店舗には、情報交換等を行い青少年の非行防止の取組に理解が得られるよう継続して活動していく。
3	2	① 青少年非行の防止	103 家庭や地域への啓発	子ども・若者課 少年センター	青少年健全育成事業(子若) 少年センター一般管理経費(少セ)	●青少年支援センター設置事業 非行等をおこす可能性のある青少年や犯罪を犯してしまった青少年の立ち直りを支援する活動(「自分探し支援」「生活改善支援」「就労支援」「就学支援」「家庭支援」の5つの個別プログラム)に取り組んだ。支援人数26人、支援回数466回	年々通所する少年や支援回数が増えてきており、さらには少年の抱える課題が大きいため短期間で支援終了が難しくなっている。そのため、今後の支援のあり方や支援者や部屋の確保など検討する必要がある。
3	2	① 青少年非行の防止	104 事業所などとの連携	子ども・若者課	青少年健全育成事業	●青少年健全育成事業 各学区(地区)青少年育成協議会において、小中学生をはじめとした青少年の地域活動を推進した。市民会議において「あいさつ運動」を毎月月初めに取り組んだ。街頭パトロールや街頭啓発に取り組んだ。「豊かな心をはぐくむ家庭づくり」および「わたしのふるさと」に関する絵画(ポスター)および作文を募集し、表彰・展示・発表を行った。 「青少年健全育成に協力する店」のステッカーについて、PTAを通じて掲示依頼を行った。 彦根市青少年育成市民会議・PTA会長・校長合同会議にて、「ひこねの未来を担う子どもたちの育みについて～今、求められる家庭・地域・学校の協働～」をテーマに講師(上村文子さん)を招き、講演を行った。	●各学区(地区)において、限られた財源の中で工夫して、特色のある活動をしてもらっているが、学校における働き方改革や地域活動への参加意識の変容などで、従来の活動の継続が難しいこともある。 ⇒各学区(地区)の取組の情報交換を効果的に実施して、それぞれ参考にして取組んでもらう。

視点3：みんなが共に育つための子ども・若者への支援

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応		
3	2	青少年非行の防止	② 有害環境や遊技場などへの対策	105	携帯端末などへの対策	子ども・若者課 学校教育課	青少年健全育成事業（子若）	●青少年健全育成事業 市民会議において、防犯・非行防止の取り組みとして、青少年健全育成看板の設置（5カ所）や、初発型非行防止巡回指導（補助対象延べ4,380人）への補助を行った（H31年度から、安全パトロールは補助対象外）。 有害図書等の回収を月1回実施した。 有害図書160冊、有害DVD等165枚回収	・青少年の課題（SNSとの付き合い方等）を、タイムリーに効果的に啓発していく必要がある。 ⇒合同会議や育成フォーラム、研修において、講演テーマとして取り上げるなど、上手く情報発信等をしていく。
3	2	青少年非行の防止	② 有害環境や遊技場などへの対策	106	遊技場などへの対策	子ども・若者課 少年センター	青少年健全育成事業（子若） 環境浄化事業（少セ）	●環境浄化事業 滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づき、「触れない、見せない、買わせない」をキャッチフレーズに、毎月2回、書店・レンタルビデオ店・玩具店等合計135店の立入調査を実施した。また、県内一斉立入調査時（10月）に図書取扱店（深夜営業のコンビニ店や小売店、買取店を含む）、ビデオ・DVD取扱店（買取店、レンタル業者を含む）、ゲームソフト取扱店、図書等を閲覧させ、または視聴させる業者（インターネットカフェ・まんが喫茶等）、エアガン（モデルガン）取扱店、カラオケ店、刃物類取扱店への一斉立入調査も実施した。携帯電話取扱店については、インターネットのフィルタリング利用状況は県が直接実施した。	電子図書や携帯電話・スマートフォン等によるサイトへのアクセスは、規制困難な面があり、情報の拡散や実態の把握もしにくい現状がある。今後、フィルタリングの推奨を含め、学校や家庭・地域への啓発および研修等の支援活動に努めることがさらに必要であるとする。
3	2	青少年非行の防止	② 有害環境や遊技場などへの対策	107	有害図書などの販売についての自主規制	子ども・若者課 少年センター	青少年健全育成事業（子若） 環境浄化事業（少セ）	●子ども・若者支援事業 ①平成30年度に、彦根市社協と彦根市子ども・若者総合相談センターと協働で製作した「彦根市子ども・若者支援ガイドブック」（子ども・若者の支援機関等の情報を掲載）および、「彦根市子どもたちの学びと育ち応援ガイドブック」（子どもの貧困対策に関する支援情報等を掲載）の掲載情報の更新をして、市HPでの掲載と関係機関への情報提供をした。 ②ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、「子ども応援コーディネーター（子どもの貧困対策コーディネーター）」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。 [総合相談：延べ400件、カウンセリング：延べ139件、サロン参加者：延べ241人]。 ③生きづらさのある若者たちに寄り添う地域での居場所「通信サロン（若者サロン）」を、NPO法人へ業務を委託して開設した。 [参加者：延べ411人] ※予算の関係で、②③については、令和元年度は6月19日から委託	・ニートやひきこもりなど、生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。（家族会の実施など） ・「子ども応援コーディネーター」は保育所や幼稚園等へ訪問をしているが、個別ケースの情報が得にくい（保育所や幼稚園は、既に子育て支援課と連携済みのため等）。 ⇒子育て支援課との連携の仕方を検討する。 ・「通信サロン（若者サロン）」の新たな展開が求められつつある（出口の支援）。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会等で検討する。 ・子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会の活動を進めるとして、引き続き課題整理等に取組む。
3	3	ひきこもりやニートなどへの支援	① ひきこもりへの支援	109	家族や関係者に対する相談・助言	子ども・若者課 障害福祉課	子ども・若者支援事業（子若） 相談支援事業（障福）	●相談支援事業 障害のある人や子ども、その家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行った。 事業委託先：とよさと、遙山会、青い鳥会、ひかり福祉会、かずみ会、NPOほほハウス、あすなろ福祉会 ※7法人のうち、とよさとに基幹相談支援センターを委託 相談者数：実6,292人、延24,179人	障害者数の増加等から障害福祉サービス等の利用ニーズが大きくなるが見込まれる。また、相談内容が多岐にわたる、複雑化していることから、相談員の資質向上や相談支援の更なる充実も課題である。 ①障害福祉サービス事業所等へ相談員の配置等の働きかけを行う ②湖東地域障害者自立支援協議会において関係機関との連携強化、社会資源の開発や改善を図る ③認証発達障害者ケアマネジメント支援事業の活用
3	3	ひきこもりやニートなどへの支援	① ひきこもりへの支援	110	社会復帰のための支援	子ども・若者課 障害福祉課	子ども・若者支援事業（子若） 地域活動支援センター事業Ⅰ型（障福）	●地域活動支援センター事業Ⅰ型 対人関係がとりこむ精神障害者が、日中活動や他者との交流を行う場所を提供した。また医療との連携強化や障害に対する理解をはかる啓発活動を実施した。 【圏域全体延べ利用者数】【基礎的事業】ステップアップ21:385人、まな:2,675人 【機能強化事業】ステップアップ21:304人、まな:100人 【彦根市分延べ利用者数】【基礎的事業】ステップアップ21:162人、まな:2,168人 【機能強化事業】ステップアップ21:84人、まな:92人	対人関係が上手くとれず引きこもりがちな精神障害者は、年々増加している。外出や仲間づくりを通して社会参加を促し、障害者理解を推進する活動は今後も必要である。 対人関係がうまくとれず、ひきこもりがちな精神障害者は年々増加しており、外出の機会を確保し仲間づくりを図ることは社会復帰の一助となる。また精神障害者の理解促進を図るため、継続した事業実施が必要である。 ①広報や「福祉へのひきこもり」、チラシを関係機関に配布するなどして周知を図る。 ②民生委員や自治会等に、事業への参加を働きかける。
3	3	ひきこもりやニートなどへの支援	① ひきこもりへの支援	111	子ども・若者の居場所づくり	子ども・若者課 少年センター	子ども・若者支援事業（子若） 青少年支援センター設置事業（少セ）	●青少年支援センター設置事業、無職少年対策事業 市内中学校や高等学校への学校訪問や福祉等関係機関との会議、相談活動を通して、情報を共有し、連携を図った。特に、中学校卒業時に進路先、就職先が決まっていないう無職少年の把握に努めた。 ●動き暮らし応援センター事業 湖東福祉圏域7市4町の共同事業として、社会福祉法人 ひかり福祉会に対し、職場開拓員と就労サポーターの雇用経費の一部を助成した。平成31年度は、29人の障害のある人が新規に就職をした。併せて職場定着につなげる取組みを行った。 令和元年度末 登録者数：全体834人（うち彦根市577人） 令和元年度（年間） 新規就労者数：全体35人（うち彦根市29人）	ひきこもりやニートと呼ばれる子ども・若者に対して、就学・就労に向けた関係機関の支援体制を強化していく。 ひきこもりについては、保護者から直接発達支援センターに相談を申し込むというよりは、関係機関がすでに関わっているケースの連携を求められることが主であった。ひきこもりの多くに発達障害が背景にあることが指摘されているが、そうでない場合もあり、保護者がそれを見極めて直接発達支援センターに相談されるということなどは難しいという課題がある。対応としては、市民への発達障害についての啓発と関係機関との連携の強化が重要になると考えている。また、ニートに関して発達障害が疑われる場合はそのアセスメントをし、適切な支援につなぐことが必要になるが、ハローワーク等と連携しながら支援を進めた。
3	3	ひきこもりやニートなどへの支援	① ひきこもりへの支援	112	ひきこもりやニートへの支援	子ども・若者課 障害福祉課 発達支援センター 少年センター	子ども・若者支援事業（子若） 地域活動支援センター事業Ⅰ型（障福） 相談支援事業（障福） 働き暮らし応援センター事業（障福） 発達支援推進事業（発支） 青少年支援センター設置事業（少セ） 無職少年対策事業（少セ）	●発達支援推進事業 発達障害またはその疑いのある人およびその保護者ならびに関係者を対象とした発達相談を行った。 延相談数976件、実相談数389件。その内、就労等に関する成人期の相談数は155件あり、大幅に増加した。就労に向けての相談に応じるとともに、相談内容に応じてハローワーク等の就労機関と連携した。	ひきこもりについては、保護者から直接発達支援センターに相談を申し込むというよりは、関係機関がすでに関わっているケースの連携を求められることが主であった。ひきこもりの多くに発達障害が背景にあることが指摘されているが、そうでない場合もあり、保護者がそれを見極めて直接発達支援センターに相談されるということなどは難しいという課題がある。対応としては、市民への発達障害についての啓発と関係機関との連携の強化が重要になると考えている。また、ニートに関して発達障害が疑われる場合はそのアセスメントをし、適切な支援につなぐことが必要になるが、ハローワーク等と連携しながら支援を進めた。

視点3：みんなが共に育つための子ども・若者への支援

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応
3	3	② ひきこもりやニートなどへの支援	113 就業などに向けた支援	子ども・若者課	子ども・若者支援事業	<p>●子ども・若者支援事業</p> <p>①平成30年度に、彦根市社協と彦根市子ども・若者総合相談センターと協働で製作した「彦根市子ども・若者支援ガイドブック」(子ども・若者の支援機関等の情報を掲載)および、「彦根市子どもたちの学びと育ち応援ガイドブック」(子どもの貧困対策に関する支援情報等を掲載)の掲載情報の更新をして、市HPでの掲載と関係機関への情報提供をした。</p> <p>②ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。</p> <p>[総合相談：延べ400件、カウンセリング：延べ139件、サロン参加者：延べ241人]</p> <p>③生きづらさのある若者たちに寄り添う地域での居場所「通信サロン(若者サロン)」を、NPO法人へ業務を委託して開設した。</p> <p>[参加者：延べ411人]</p> <p>※予算の関係で、②③については、令和元年度は6月19日から委託</p> <p>④社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を3回(3回目は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議)開催した。また、内閣府所管『平成31年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらっての事例検討会を1回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。</p>	<p>・ニートやひきこもりなど、生きづらさのある本人の直接的相談や支援に繋がりがつらい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など)</p> <p>・「子ども応援コーディネーター」は保育所や幼稚園等へ訪問をしているが、個別ケースの情報が得にくい(保育所や幼稚園は、既に子育て支援課と連携済みのため等)。 ⇒子育て支援課との連携の仕方を検討する。</p> <p>・「通信サロン(若者サロン)」の新たな展開が求められつつある(出口の支援)。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会等で検討する。</p> <p>・子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会の活動を進めることで、引き続き課題整理等に取組む。</p>
3	3	② ひきこもりやニートなどへの支援	114 職場適応と定着化の促進	子ども・若者課	子ども・若者支援事業	<p>●相談支援事業</p> <p>障害のある人や子ども、その家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行った。</p> <p>事業委託先：とよさと、遠山会、青い鳥会、ひかり福祉会、かずみ会、NPOほほハウス、あすなろ福祉会</p> <p>*7法人のうち、とよさとに基幹相談支援センターを委託</p> <p>相談者数：実6,292人、延24,179人</p>	<p>障害者数の増加等から障害福祉サービス等の利用ニーズが大きくなることが見込まれる。また、相談内容が多岐にわたり、複雑化していることから、相談員の資質向上や相談支援の更なる充実も課題である。</p> <p>①障害福祉サービス事業所等へ相談員の配置等の動きかけを行う</p> <p>②湖東地域障害者自立支援協議会において関係機関との連携強化、社会資源の開発や改善を図る</p> <p>③認証発達障害者ケアマネジメント支援事業の活用</p>
3	4	① 障害のある子ども・若者への支援	116 相談・支援体制の充実	障害福祉課	相談支援事業	<p>●発達障害またはその疑いのある人およびその保護者ならびに関係者を対象とした発達相談を行った。 延相談数976件、実相談数389件。 その内、就労等に関する成人期の相談数は155件あり、大幅に増加した。就労に向けての相談に応じるとともに、相談内容に応じてハローワーク等の就労機関と連携した。</p>	<p>延相談件数は平成30年に比べ39件減少したが、実相談数は23件増加した。増えていくケースに速やかな対応が求められるとともに個々のニーズに的確に対応できる職員体制が求められる。中でも成人の相談が年々増加しているため、成人期への対応の強化が課題である。若者支援、就労支援に係る機関との連携が重要であると考えている。</p>
3	4	① 障害のある子ども・若者への支援	117 発達障害のある子ども・若者への支援	発達支援センター	発達支援推進事業		

視点3：みんなが共に育つための子ども・若者への支援

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応			
3	4	障害のある子ども・若者への支援	①	障害のある子ども・若者などへの支援	118	障害のある子ども・若者の社会参加への支援	障害福祉課	<p>●障害者スポーツ・レクリエーション活動支援 障害のある人や子ども等が参加するスポーツやレクリエーション活動の実施について、事業を委託し、または開催費を助成した。 全国障害者スポーツ大会（参加激励）、滋賀県障害者スポーツ大会（参加助成）、クリスマスのつどい・運動会開催助成、市障害者スポーツカーニバル（開催委託）、療育キャンプ（開催助成）、県障害者スポーツカーニバル（参加助成）</p> <p>●移動支援事業 年間利用実人数：141人、総利用時間：5400.5時間</p> <p>●障害福祉サービス給付事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法に基づき、サービス毎に支給決定を行い、各種サービスを提供し、障害のある人や子どもの日常生活の向上を図った。</p> <p>●動き暮らし応援センター事業 湖東福祉圏域1市4町の共同事業として、社会福祉法人ひかり福祉会に対し、職場開拓員と就労サポーターの雇用経費の一部を助成した。平成31年度（令和元年度）は、29人の障害のある人が新規に就職をした。併せて職場定着につなげる取組みを行った。 令和元年度末 登録者数：全体834人（うち彦根市577人） 令和元年度（年間） 新規就労者数：全体35人（うち彦根市29人）</p> <p>●日中一時支援事業 委託事業所数：26か所（うち圏域外7か所）、年間利用者数：（実）219人（延）266人（うち児童：157人）複数事業所の利用を含む。、利用件数（回数）：延7206回（うち児童：3010回）</p>	<p>参加者が年々減少していることに加え、参加者の高齢化も進んでいる。より多くの市民に参加していただくために、広報や市のホームページ等で周知を図る。</p> <p>利用ニーズ等を確認しながら、対象者や利用要件等の見直しを行っていく。自立支援給付の外出を支援するサービス（重度訪問介護、行動援護、同行援護）との調整を図りながら、利用ニーズに対応していく必要がある。移動支援の利用できるケース条件、ルール等を定めて公平なサービス提供を行う必要がある。</p> <p>毎年、障害者手帳の交付者数は増加しており、障害福祉サービス等のニーズも高まっている。しかし、社会資源が整備されると、その分扶助費も増大することになるため事業費を抑制することは、現行制度上は困難である。障害者数の増加やそれに伴う障害福祉サービス等のニーズの高まりに対し、事業費が増大することはやむを得ないが、障害のある人の状態や家族等の状況を確認し把握し、生活上必要とされるサービス種別や量を見極め、適正な障害福祉サービスの支給決定事務の実施に努める。</p> <p>身体・知的・精神障害に加え、難病・発達障害・ひきこもり等、障害者手帳の交付を受けない人からの相談もあり、ケース対応が複雑化していることから、あらゆる状況に専門的かつ弾力的に対応する相談技術が求められている。 働き・暮らし応援センターも構成員である湖東地域障害者自立支援協議会労働部会を中心に、研修および連絡調整等の取組みの充実を図る。</p> <p>利用ニーズの多さに比べて、委託事業所が不足している。特に強度行動障害のある人や医療的ケアの必要な者の利用できる事業所が限られている。また、重度の知的障害者が生活介護事業所が終わった後に過ごす場所としてのニーズが高いが、重度知的障害がある大人の日中一時支援事業所が少ないのが現状である。</p>	
3	4	障害のある子ども・若者への支援	②	障害のある子どもへの発達支援	119	早期療育の推進	発達支援センター	<p>●障害児療育事業「あすなろ教室」「親子療育教室つぼみ」 あすなろ教室集団指導療育47人、グループ療育や個別指導療育53人が利用している。また親子療育教室つぼみを実施し、37人が利用している。親子療育教室つぼみを実施することで、発達の気になる子どもを発達相談後から支援できるようになった。あすなろ教室では個別療育支援計画を作成し、通園児の個々のニーズに合わせた支援を行った。保護者には、育児不安の軽減や主体的な子育てができるように毎月1～2回程度の話し合いの場を提供した。定期的に医療相談や訓練指導を行った。さらに、保護者や関係職員対象の療育研修会を2回実施した。保育所・幼稚園へ園訪問を行った。</p>	<p>利用者のニーズが多様化、複雑化しており、障害の特性に合わせた個別療育支援計画を作成・実施するためには、より高い専門性が必要であり、その職員の確保が課題である。また関係機関との連携を深めていくことも課題であり、タイムリーに園訪問を行うように調整をした。</p>	
3	4	障害のある子ども・若者への支援	②	障害のある子どもへの発達支援	120	障害児保育の充実	幼児課	障害児保育事業	<p>●障害児保育事業 民間保育所22園に、加配保育士64人分の補助を行った。（加配対象児童数138人）</p>	<p>加配支援の必要数に応じて適切に対応する。</p>
3	4	障害のある子ども・若者への支援	②	障害のある子どもへの発達支援	121	特別支援教育の推進	幼児課 学校教育課	幼稚園一般経費（幼児） 特別支援教育推進事業（学教）	<p>●幼稚園一般経費 46人の保育に従事する教諭等の加配を行った。（加配対象児童数90人）</p>	<p>加配支援の必要数に応じて適切に対応する。</p>
3	4	障害のある子ども・若者への支援	②	障害のある子どもへの発達支援	122	成長に応じた支援の継続的提供	幼児課 発達支援センター 健康推進課 学校教育課	<p>障害児保育事業（幼児） 幼稚園一般経費（幼児） 発達支援推進事業（発支） 障害児療育事業「あすなろ教室」（発支） 親子療育教室つぼみ（発支） 発達支援センター管理運営事業（発支） 療育・発達相談事業（健推） 子育て教室事業（健推） 特別支援教育推進事業（学教）</p>	<p>●特別支援教育推進事業 各小中学校の状況にもよるが、基本的に各校1人の特別支援教育支援員を配置し、支援の充実を図った。</p> <p>●発達支援推進事業 発達障害またはその疑いのある人およびその保護者ならびに関係者を対象とした発達相談を行った。延相談数976件、実相談数389件。その内、就学前が263件、小学校が314件、中学校が47件、高校が41件、成人が311件であり、ライフステージや個人のニーズに合わせた相談に応じた。</p> <p>●発達相談事業 精神発達相談 相談人数：実244人 延321人 うち新規：実149人</p> <p>●子育て教室事業 1教室5回、前期2教室、後期3教室で実施した。延べ出席者数：175組 新型コロナウイルスの影響により、3月は中止した。</p>	<p>中学生、高校生の相談は少ないが、成人の相談が大場が増加し、全てのライフステージで相談があった。H30年度から子ども療育センターと発達支援室を統合して彦根市発達支援センターを開所し、療育事業と相談事業を1か所で行うことにより、乳幼児期から成人期までの継続した発達支援を行った。発達障害の人への支援を充実させるために、うつや不登校、ひきこもり等の二次障害も含めた医療相談を実施した。また、発達において支援が必要な人に対して、乳幼児期から学齢期、就労期まで、保健や福祉、医療、教育、就労の関係機関の連携による支援を提供する発達支援システムの構築を図るため、彦根市発達支援関係機関会議を開催するなど、発達支援システムの早期構築を図る。</p> <p>4歳以上の相談は発達支援センターとなり、発達支援センターに相談予約していないケースには、健康推進課から勧奨の連絡をするが、あくまで、保護者から相談予約をしてもらわねばならず、相談が途切れるケースもある。相談機関を1つに集約するなど発達支援センターで実施の療育教室の定員が一杯の際には、子育て教室で受け入れている現状がある。本来、必要な児が必要な時期に療育を受けられるようにすべきであり、療育教室と連携をとり、対象者の見直しや定員の拡大など検討する必要がある。</p>

視点3：みんなが共に育つための子ども・若者への支援

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応		
3	4	障害のある子ども・若者への支援	② 障害のある子どもへの発達支援	123	放課後や余暇活動の充実	障害福祉課	障害福祉サービス給付事業 障害福祉サービス給付事業 日中一時支援事業	●障害福祉サービス給付事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法に基づき、サービス毎に支給決定を行い、各種サービスを提供し、障害のある人や子どもの日常生活の向上を図った。 ●日中一時支援事業 委託事業所数：26カ所（うち圏域外7カ所）、年間利用者数：（実）219人（延）266人（うち児童：157人）複数事業所の利用を含む。利用件数（回数）：延7,206回（うち児童：3,010回）	毎年、障害者手帳の交付数は増加しており、障害福祉サービス等のニーズも高まっている。しかし、社会資源が整備されると、その分、扶助費も増大することになるため、事業費を抑制することは、現行制度上は困難である。障害者数の増加や、それに伴う障害福祉サービス等のニーズの高まりに対し、事業費が増大することはやむを得ないが、障害のある人の状態や家族等の状況を確実に把握し、生活する上で必要とされるサービス種別や量を見極め、適正な障害福祉サービスの支給決定事務の実施に努める。 利用ニーズの多さに比べて、委託事業所が不足している。特に強度行動障害のある人や医療的ケアの必要な者の利用できる事業所が限られている。また、重度の知的障害者が生活介護事業所が終わった後に過ごす場所としてのニーズが高いが、重度知的障害がある大人の日中一時支援事業所が少ないのが現状である。
3	5	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	① ひとり親家庭への支援	124	相談体制の充実	子育て支援課	ひとり親家庭自立支援事業		
3	5	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	① ひとり親家庭への支援	125	高等技能訓練などの利用促進	子育て支援課	ひとり親家庭自立支援事業	●ひとり親家庭の自立を助長するため母子・父子自立支援員を、また就労を支援するためプログラム策定員を設置した。 ひとり親家庭の親を就労支援のための主体的な能力開発を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業を行った。 1年以上の修業を要する資格取得の養成学校を受講するひとり親家庭の親に対し、受講期間中の生活の負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金等事業を行った。 家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に利用する子育て支援事業の経費に対して助成を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図った。 プログラム策定受付件数27件、自立支援教育訓練給付金件数1件、高等職業訓練促進給付金等事業8件	●子育てや生活に関する相談によって見えてくるひとり親家庭の就労状況を基に、プログラム策定員として積極的に支援しながら、就労支援員であるプログラム策定員の継続雇用と相談援助技術の向上を図る。 助成対象者に対しては、受講中から資格取得後の求職活動までのフォローと、就職後のアフターフォローまでを計画的に行う。 利用助成の申請については、所得制限や利用時間制限により不支給になることもあるため、申請時には十分な説明を行い、誤解を与えないようにする。
3	5	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	① ひとり親家庭への支援	126	自立支援プログラムの策定	子育て支援課	ひとり親家庭自立支援事業		
3	5	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	① ひとり親家庭への支援	127	利用負担の軽減	子育て支援課	ひとり親家庭自立支援事業		
3	5	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	① ひとり親家庭への支援	128	住宅セーフティネットの充実	建築住宅課	公営住宅維持管理事業	●住宅の確保に配慮を要するひとり親家庭に市営住宅を供給する。年度毎に1戸募集する。元年度は応募5件で入居された。	●令和元年度の応募倍率は5倍であった。今後も高倍率が続くようであればひとり親家庭向け住宅の指定数を増やすことを検討する必要があるが、他の住宅困窮者の兼ね合いもあるので難しい。
3	5	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	② 外国人住民への支援	129	子育て支援情報の周知	人権政策課	多文化共生社会推進事業	●ポルトガル語通訳2人、英語通訳1人を常時配置するとともに、中国語通訳1人を週2回配置し、市窓口での通訳や行政資料等の翻訳、外国人住民からの相談への対応を行った。また、関係団体の協力を得ながら、多言語版の広報ひこねを毎月1回発行したほか（ポルトガル語版260部、英語版 240部、中国語版 200部）、外国人住民向け生活ガイドの「多言語版」および「やさしい日本語版」を発行し、生活情報や各種行事の周知を図る等、円滑な市民生活を送るためのサポートを図った。	現在対応しているポルトガル語、英語および中国語のほかベトナム語・タガログ語などの言語が窓口で必要になることがあることから、窓口担当課等の状況を見ながら、翻訳ツールの活用も視野にいれながら、通訳の配置について検討していく必要がある。
3	5	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	② 外国人住民への支援	130	母語教室の開催	人権政策課	国際交流員（CIRI）招致事業	●JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）による国際交流員を1人招致して、保護者が彦根市内在住・在勤で、ブラジルにルーツを持つ児童生徒を対象としたポルトガル語の母語教室を全12回、水曜日、彦根市でブラジルにルーツを持つ児童生徒の数が最も多い小学校において開催した。	参加している児童生徒のポルトガル語の能力が異なるため、教材づくりが難しい。引き続き本や教科書を参考にしながら、教材を工夫していく必要がある。 また、落ち着いて学ぶことができない児童もいるので、出務する職員を増やしたり、多文化共生サポーターに協力してもらうなど、スタッフを充実させる必要がある。
3	5	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	② 外国人住民への支援	131	外国人児童生徒への就学支援	学校教育課	国際理解教育推進事業	●市内14校に対しポルトガル語に対応した支援員1名を週5日、14校にタガログ語に対応した支援員1名を週5日派遣し、児童生徒への支援を行った。また、繁忙期には3名の妻傭による支援員を増員し、充実を図った。	日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒の増加に伴い、保護者への母語による相談や翻訳の業務が増えている現状である。
3	5	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	③ 子どもの貧困問題への対応	132	子ども・若者を取り巻く貧困問題への対応	社会福祉課 子ども・若者課	生活困窮者自立支援事業（社福） 子ども・若者支援事業（子若）	●生活困窮者自立支援事業 生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標とし、包括的な支援、個別的な支援、早期的な支援、継続的な支援、分権的・創造的な支援を行うため、「自立相談支援」、「住居確保給付金」、「一時生活支援」、「就労準備支援」、「学力向上支援」、「家計相談支援」を実施している。 延べ相談件数：357件、実相談件数：281件、プラン申込件数：112件、就労支援件数：77件、住居確保給付金：1件、一時生活支援：19件、就労準備支援：9件、学力向上支援（生活保護世帯含む）：69人（中学生40人、高校生29人）、家計相談支援：25件 ※実績は子どもに関わらず、事業全体での支援件数です。	多種多様な相談内容や寄り添い型支援に対して、専門知識や技能、福祉的知見を持った人材（支援員）の育成や確保が課題である。

視点3：みんなが共に育つための子ども・若者への支援

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応
5	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	③ 子どもの貧困問題への対応	133 就学・就労など、生活困窮リスクの軽減	子ども・若者課 少年センター	子ども・若者支援事業（子若） 青少年支援センター設置事業（少セ） 無職少年対策事業（少セ）	<p>●子ども・若者支援事業</p> <p>①令和2年度以降の「彦根市子どもの貧困対策計画」の策定(彦根市子ども・若者プラン：第2期)に、庁内関係所属と共に取り組んだ。</p> <p>②ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、「子ども応援コーディネーター(子ども貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取り組んだ。[総合相談：延べ400件、カウンセリング：延べ139件、サロン参加者：延べ241人]。(予算の関係で、令和元年度は6月19日から委託)</p> <p>③社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を3回(3回目は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面会議)開催した。また、内閣府所管『平成31年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらっての事例検討会を1回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。</p> <p>●青少年支援センター設置事業 無職少年対策事業</p> <p>問題行動等の課題を抱え、就業・就職していない20歳未満の少年を対象に、実態把握と情報収集を行い、無職少年の非行防止と就業・就労および生活習慣等の支援に努めた。</p> <p>支援少年11名中、 就学0名(0)、就労3名(2)、継続支援7名(1)、支援打ち切り1名(0) *()内は女子で内数</p>	<p>・限られた財源の中で事業・取組みを進める制約がある。 ⇒予算を伴わず取組や、創意工夫して行っていく。</p> <p>・ニートやひきこもりなど、生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など)</p> <p>・「子ども応援コーディネーター」は保育所や幼稚園等へ訪問をしているが、個別ケースの情報が得にくい(保育所や幼稚園は、既に子育て支援課と連携済みのため等)。 ⇒子育て支援課との連携の仕方を検討する。</p> <p>・子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒市子ども・若者支援地域協議会の活動を進めることで、引き続き課題整理等に取組む。</p>
3	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	③ 子どもの貧困問題への対応	134 「若者」に絞った支援プログラムの提供	子ども・若者課	子ども・若者支援事業	<p>●ひとり親家庭自立支援事業</p> <p>滋賀県が行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付(修学資金・就学支度資金等)の貸付相談および申込み受付を行った。貸付受付件数：4件</p>	<p>県の貸付についてはいくつかの種類があるものの、相談者の希望に沿う貸付金については、条件的に外れてしまうこともあるため、ひとり親家庭への積極的な働きかけを県に要望していく。</p>
3	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	③ 子どもの貧困問題への対応	135 就学に向けた経済的支援	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課	生活困窮者自立支援事業(社福) ひとり親家庭自立支援事業(子支) 小学校就学援助事業(学教) 中学校就学援助事業(学教)	<p>●小学校就学援助事業、中学校就学援助事業</p> <p>経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等を補助し教育費用の軽減を図った。</p> <p>小中学生に対しての就学援助実績は、延べ人数で1,271人(前年度1,304人)で、受給率は小学生が12.6%(受給者数804人)、中学生が15.4%(受給者数467人)</p>	<p>国の定める「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に準じて支給を行うため、国の改正に応じた対応が必要となる。</p> <p>令和元年度については、国の援助単価基準額の引き上げに合わせて、単価の増額を行い、また令和2年度新小中学生1年生の対象者に対して新入学生徒学用品費の入学前支給を行った。</p>
3	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	③ 子どもの貧困問題への対応	136 学校教育による学力保障	学校教育課	学力向上推進事業	<p>●学力向上推進事業</p> <p>子ども一人ひとりの学力の経年変化を把握し、少人数指導や習熟度別指導等により学力の向上を図った。</p> <p>各小中学校での少人数指導実施数は、83.3%である。35人学級や少人数指導をできるかぎり取り入れ実施した。</p> <p>「ひこねっこ ころそでての6か条」を新たに策定し、この提言をプリントした下敷きを、次年度小学校入学の新1年生と2年生児童に配付し、学びの提言の周知を図った。</p> <p>学校教育活動支援員として、小・中学校に年間25人のチューター、サポーターを派遣した。</p>	<p>一人ひとりに確かな学力を身につけさせるため、学習環境を整え個に応じた指導を行える体制の、一層の充実が求められる。</p>
3	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	③ 子どもの貧困問題への対応	137 学校を窓口とした関係機関との連携	社会福祉課 子ども・若者課 学校教育課	生活困窮者自立支援事業(社福) 子ども・若者支援事業(子若)	<p>●学校教育課</p> <p>児童生徒の家庭環境等を把握し、必要に応じて福祉等関係機関との連携を行った。</p>	<p>常に学校や関係機関との連携を図って情報収集に努め、ケース会議などを通じて迅速に対応する必要がある。</p>
3	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	③ 子どもの貧困問題への対応	138 地域における学習支援	子ども・若者課 生涯学習課	子ども・若者支援事業(子若) 地域学協働本部事業(生学)	<p>●地域学協働本部事業(内 地域未来塾事業)</p> <p>「地域未来塾」として市内7カ所(全中学校)で8教室開設し、各中学校の状況に応じて学習を深めたい中学生や家庭の事情等で家庭での学習が困難な中学生に対して、地元の大学生や地域の教員OB等が学習支援員となり学習支援を行った。令和2年度より小学校7校が本事業を活用した学習支援を行っている。</p> <p>●子ども・若者支援事業</p> <p>①貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リソースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施し、『いい場所づくり事業』補助金の対象団体(活動)が増えた(H30年度2カ所⇒令和元年度15カ所)(予算の関係で、令和元年度は6月19日から委託)</p> <p>②子どもの地域の居場所となる『学べる場』等の開設・運営経費を社協と共に支援(補助)した。彦根市『いい場所づくり事業』補助金。令和元年度実績(補助対象団体・活動等)15カ所(子ども食堂6カ所、学べる場7カ所、フリースペース2カ所)。</p>	<p>学習支援員の安定的な確保に向けて、各地域協議会や学校から広報紙などで周知し募集するとともに、事務局担当者が市内の大学に赴いて広報活動を行い、学習支援員の確保に努める。「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や活動の工夫等の情報交流を行い、各地域における支援を継続・充実させる。</p> <p>・子どもの居場所づくりを支援してきた県協の補助制度が平成30年度限りとなったことから、平成31年度(令和元年度)は、市社協と市で、『いい場所づくり事業』補助金の対象を拡充した。(子ども食堂・フリースペースを対象に)</p> <p>・令和元年度で市社協補助事業はモデル事業を終了することから、令和2年度以降の補助事業について見直しを図った。</p> <p>⇒令和2年度以降は、将来的に補助に頼らない活動ができるように、1団体3年を限度に、基準額も年々減額する方式で補助を行うものとする。補助期間終了後、団体が寄付等で収入源を確保できるように、そのノウハウについては、ひとづくり・地域づくり事業において、相談に乗ったり、手法を伝授するなどの支援をするものとする。</p>
3	ひとり親家庭など、家庭の状況に応じた支援	③ 子どもの貧困問題への対応	139 生活困窮者世帯などへの学習支援	社会福祉課 学校教育課	生活困窮者自立支援事業【新】(社福) 学力向上推進事業(学教)		

①施策および事業一覧表

視点4：子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応
4	1	① 妊婦やその家族への支援	140 家族の育児参加を促すための支援	健康推進課	パパママ学級事業	今年度から教室の実施は中止したが、個別対応が6件あった。	出産準備のための教室として実施してきたが、医療機関等でも参加されている方が多く、また、支援が必要な妊婦が増えてきているため、教室での実施をやめ、個別支援の充実を図っていく。
4	1	① 妊婦やその家族への支援	141 母子健康手帳の交付・活用	健康推進課	子育て世代包括支援センター事業	母子手帳発行時に助産師または保健師がひとりひとり面接をし、相談に応じるとともに、保健福祉サービスの紹介をした。（面接件数：900件）	母子手帳発行時に相談窓口の周知を図り、妊娠期から継続的に支援できる仕組みづくりが必要である。
4	1	① 妊婦やその家族への支援	142 妊婦健康診査	健康推進課	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査：安心、安全に出産できるよう妊娠中の母子の健康状態を診る。 ●妊婦健診受診数：実1,336人、延10,408回	全ての妊婦が継続して受診できるように、妊婦健診受診履歴の確認とともに医療機関との連携を図る。
4	1	① 妊婦やその家族への支援	143 妊婦のつどいや出産後の赤ちゃんサロンなど交流機会の充実	健康推進課		●びよびよサロン 2～3か月の児とその保護者を対象に月1回交流の場を設け、助産師を囲んでのグループトークや情報提供を行う（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2、3月は中止） 参加組数：実128組、延178組	乳児期の子をもつ保護者が育児の不安や悩みを共有し、また相談できる場として今後も継続していく。 引き続き医療機関や新生児訪問等で周知していく。
4	1	① 妊婦やその家族への支援	144 個別相談、個別訪問の充実	子育て支援課 健康推進課	家庭児童相談室運営事業（子支） 妊産婦・新生児訪問指導事業（健推） まち・ひと・しごと妊娠・出産包括支援事業（健推）【新】	●家庭児童相談室運営事業 家庭または様々な原因で支援が必要となっている家庭に対し、妊娠中からの個別相談・訪問支援により安心・安全な出産を支援した。相談件数：861件、訪問件数：1,520件 ●妊産婦・新生児訪問指導事業（ハイリスク訪問を含む） 助産師または保健師が妊婦を訪問し、心身状態の確認や妊娠中の悩みや不安の相談を実施。〈訪問件数〉 妊婦（実24人、延41人）、産婦（実148人、延205人）、新生児（実91人、延99人）、未熟児（実52人、延64人）、乳児【新生児・未熟児を除く】（実714人、延883人）、幼児（実80人、延161人）、その他（実38人、延115人） ●まち・ひと・しごと妊娠・出産包括支援事業 〈産後ケア〉家族などから十分な産後の援助が得られず育児支援が必要な対象者に、心身の安定と育児不安を解消し、安心して子育てができる支援体制の整備をはかることを目的に実施。 サービス内容としては ①産後ショートステイ ②産後ケアを実施する。 利用者：（実）6人（延）8人、宿泊数：6泊、ケア：5日 〈子育て世代包括支援センター〉 （利用者支援事業母子保健型） 母子健康手帳等の発行時に保健師または助産師が妊婦と面接をし、相談に応じるとともに保健福祉サービスの情報提供を行い、要支援妊婦のアセスメントおよび支援計画作成、必要に応じての妊婦・産婦訪問の実施。 妊娠届出者数（837名）、転入妊婦（63名） 面接時相談のあった妊婦（155名：17.2%） 要支援妊婦は（155名：17.2%）、うち地区担当支援となった妊婦は（58名：37.4%）	支援が必要な妊婦やその家族を把握するため関係機関とより深い連携をとる。 引き続き、リスクが高い妊婦に対して妊娠早期の段階から地区担当保健師が関わり、支援を継続する。また、必要に応じ特定妊婦として管理を行い他機関との連携をはかる。 産後ケアの利用者が少なく、必要とする人利用してもらえよう、新生児訪問や産婦人科等で広く周知していく必要がある。
4	1	① 妊婦やその家族への支援	145 支援が必要な妊産婦への対応とフォローの充実	健康推進課	まち・ひと・しごと妊娠・出産包括支援事業【新】	〈子育て世代包括支援センター〉 （利用者支援事業母子保健型） 母子健康手帳等の発行時に保健師または助産師が妊婦と面接をし、相談に応じるとともに保健福祉サービスの情報提供を行い、要支援妊婦のアセスメントおよび支援計画作成、必要に応じての妊婦・産婦訪問の実施。 妊娠届出者数（837名）、転入妊婦（63名） 面接時相談のあった妊婦（155名：17.2%） 要支援妊婦は（155名：17.2%）、うち地区担当支援となった妊婦は（58名：37.4%）	子育て世代包括支援センターで直接相談を受けるケースは少なく、相談窓口についての周知をしていく必要がある。また、要支援妊婦のフォローについても充実を図っていく。
4	1	② 不妊への支援	146 特定不妊治療費の助成	健康推進課	不妊治療費助成事業	●不妊治療費助成事業 特定不妊治療費助成 実80件、延132件 人工授精治療費助成 実38件 延39件 ●不妊専門相談センターを周知した。	産婦人科、ホームページ、広報等での周知を引き続き行う。
4	1	② 不妊への支援	147 不妊専門相談センターの活用促進	健康推進課			
4	1	③ 子育ての経済的負担への支援	148 幼児教育の無償化	幼児課	私立幼稚園保育料助成事業	●「彦根市私立幼稚園園奨励費補助金交付規則」に基づき、私立幼稚園に通う保護者238人に対し、14,930,900円の補助を行った。	幼児教育・保育の無償化制度の導入に伴い、令和元年度9月で終了。今後は、私立幼稚園運営費補助を行い、幼児教育の充実を図る
4	1	③ 子育ての経済的負担への支援	149 保育料や教育費の負担軽減	幼児課 学校教育課	保育所就園援助事業（幼児） 小学校就学援助事業（学教） 中学校就学援助事業（学教）	●保育所就園援助事業 地域子ども・子育て支援事業として「実費徴収に係る補足給付事業」を市町民税非課税世帯についても実施した。A階層30件：85,756円、B階層460件：2,585,000円にそれぞれ支給した。 ●小学校就学援助事業、中学校就学援助事業 経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等を補助し教育費用の軽減を図った。 小中学生に対する就学援助実績は、延べ人数で1,271人（前年度1,304人）で、受給率は小学生が12.6%（受給者数304人）、中学生が15.4%（受給者数467人）	国制度に準じ事業を実施しているがB階層については将来的な制度の拡充を見据え事業を実施していることから今後も財源確保に努め、私立幼稚園児童についても拡大する。 国の定める「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に準じて支給を行うため、国の改正に応じた対応が必要となる。 令和元年度については、国の援助単価基準額の引き上げに合わせて、単価の増額を行い、また令和2年度新小中学生1年生の対象者に対して新入学生徒学用品費の入学前支給を行った。

視点4：子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応		
4	1	安心して出産・子育てができる環境づくり	③ 子育ての経済的負担への支援	150 医療費の負担軽減	保険年金課	福祉医療費助成事業	<p>●乳幼児の保険診療の自己負担金を助成した。 111,449件 177,697,048円</p> <p>●小学校1年生から小学校3年生までの保険診療の自己負担金を、市の独自事業として、助成した。 37,851件 72,835,124円</p> <p>●小学校4年生から中学校3年生までの入院医療費の助成を、市の独自事業として実施した。 小学生の入院医療費助成 52件 2,247,913円（平成30年3月以前の診療分を含む） 中学生の入院医療費助成 47件 2,821,039円（平成30年3月以前の診療分を含む）</p> <p>●ひとり親家庭の医療費助成（県制度） 30,898件 80,205,745円（親の件数も含む）</p> <p>●ひとり親家庭、重度心身障害者のうち18歳未満の者の自己負担金の助成を、県制度を補完する市の事業として実施した。 ひとり親家庭 12,364件 6,557,902円（親の件数も含む） 重度心身障害者 1,121件 745,314円</p>	<p>子どもの医療費助成について、本市では平成24年10月からは小学生の、平成25年10月からは中学生の入院医療費助成を、子育て環境の充実の一助とすべく、厳しい財政状況ではあるが、市の独自事業として実施している。加えて、平成30年4月からは小学校1年生から3年生までの通院医療費についても助成対象とした。しかしながら、義務教育就学後の通院医療費助成を行う自治体が増えており、本市の近隣の自治体では、米原市、愛荘町、甲良町、多賀町が中学卒業までを助成対象としており、豊郷町においては、高校卒業までを対象としている。県内の自治体で格差が生じている状況となっている。こうした状況から、本市においても、子育て世帯から、助成範囲を通院医療費までの拡大の要望が多く寄せられている。</p> <p>助成拡大に当たっては、多額の経費が継続的に発生することや、地域医療機関、とりわけ小児科医への過度の負担が懸念される。本来、少子化対策や子育て支援は国の施策として実施されるものである。子どもの医療費の助成については、次世代育成の観点から全国一律の制度実施を求めるとともに、これを担う地域の小児科医療の充実を求めている。</p> <p>また、平成29年8月からはひとり親家庭、重度心身障害者のうち18歳未満の者の自己負担金の助成を、県制度を補完する市の事業として実施した。</p>	
4	1	安心して出産・子育てができる環境づくり	④ 企業・事業所に対する啓発	151	雇用者・企業への啓発と情報提供	地域経済振興課 人権政策課	雇用対策事業 企業内人権啓発推進事業	<p>●雇用対策事業 令和元年度に彦根公共職業安定所、彦根商工会議所、福枝商工会等と連携し、約250社の事業所を訪問し、企業内公正採用・人権啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの理念のもとに、働き方の見直し、育児休業制度、一般事業主行動計画の策定・推進についての啓発を行った。</p>	<p>従業員数が100人以下の事業所では、「一般事業主行動計画」の策定や届け出が努力義務であることから、中小、小規模事業者への周知は不十分であるが、引き続き、普及啓発を実施していく。</p>
4	1	安心して出産・子育てができる環境づくり	④ 企業・事業所に対する啓発	152	働き方の見直しについての啓発	地域経済振興課 企画課	雇用対策事業（地経） 男女共同参画社会づくり地域等啓発事業（企画） 男女共同参画推進事業（企画）	<p>●男女共同参画社会づくり地域等啓発事業、男女共同参画推進事業 令和元年7月から12月までの間、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者の募集を行い、2事業者を表彰し、広報ひこねや市ホームページで紹介した。 事業所に男女共同参画地域推進員を講師として派遣し、ワーク・ライフ・バランスや子育て支援など、働きやすい職場環境づくりについて研修を行った。 また、市内事業所における、働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進への取り組みのきっかけとすることを目的に、イクボス・働き方改革セミナーを全2回開催し、計120名の参加があった。 セミナーⅠ部（11月7日開催）では、市内事業所の経営者や管理職、人事・労務担当者を対象に、「ワーク・ライフ・バランスの必要性、イクボスの推進や働き方改革への取り組みについて学んでもらうとともに、先進的な取り組みを行っている事業所の事例を学んでもらった。セミナーⅡ部（11月30日開催）では、女性の働きやすい職場環境づくりを考えるため、事業所と市内および県内の大学生による「働き方」や「女性活躍」に関するディスカッションを行い、事業所関係者が、将来就労する世代の若者が働きやすい職場をどのように考えているかを知る機会を持った。</p>	<p>事業者表彰制度については、応募者が少ない。事業者表彰のメリットをPRする必要がある。</p>
4	1	安心して出産・子育てができる環境づくり	④ 企業・事業所に対する啓発	153	育児休業制度の普及・啓発	地域経済振興課 企画課	雇用対策事業（地経） 男女共同参画社会づくり地域等啓発事業（企画） 男女共同参画推進事業（企画）	<p>●4か月児健診：受診率98.6%（H30 98.5%）、10か月児健診：受診率98.1%（H30 97.9%）、1歳6か月児健診：受診率97.0%（H30 98.2%）、2歳6か月児健診：受診率99.0%（H30 98.0%）、3歳6か月児健診：受診率96.2%（H30 95.9%） 4か月児、10か月児、2歳6か月、3歳6か月児健康診査の受診率は上昇し、1歳6か月児健康診査の受診率は低下した。 未受診者へは、全数個別に通知、電話、訪問などの対応を行った。 新型コロナウイルス感染症予防のため、R2.3の乳幼児健康診査の全てを中止した。</p>	<p>セミナーについては、参加者に、女性活躍の推進につながるイクボスやワーク・ライフ・バランスの必要性について学んでもらう機会を提供できた。しかしながら、イクボス宣言をしている事業所は、まだまだ少なく、「イクボス」「働き方改革」「女性活躍」に対する認識、取り組みには、関心のある事業所とそうでない事業所の差が大きい。関心の薄い事業所に対し、個別の課題を見つけ、「イクボス」「働き方改革」「女性活躍」の有意義について気づいてもらえるような働きかけが必要である。</p>
4	1	安心して出産・子育てができる環境づくり	④ 企業・事業所に対する啓発	154	一般事業主行動計画の実施促進	地域経済振興課	雇用対策事業	<p>●4か月児健診：受診率98.6%（H30 98.5%）、10か月児健診：受診率98.1%（H30 97.9%）、1歳6か月児健診：受診率97.0%（H30 98.2%）、2歳6か月児健診：受診率99.0%（H30 98.0%）、3歳6か月児健診：受診率96.2%（H30 95.9%） 4か月児、10か月児、2歳6か月、3歳6か月児健康診査の受診率は上昇し、1歳6か月児健康診査の受診率は低下した。 未受診者へは、全数個別に通知、電話、訪問などの対応を行った。 新型コロナウイルス感染症予防のため、R2.3の乳幼児健康診査の全てを中止した。</p>	<p>未受診者には継続的に受診勧奨などを行っている。今後も関係機関と連絡をし、健康診査に来所してもらえるように働きかける必要がある。</p>
4	1	安心して出産・子育てができる環境づくり	④ 企業・事業所に対する啓発	155	優良企業の公表	企画課	男女共同参画社会づくり地域等啓発事業 男女共同参画推進事業	<p>●乳幼児健診時に予防接種啓発チラシを配布した。二種混合2期と麻疹・風しん混合2期の対象児に小学校や園を通じて夏休み前に接種勧奨を実施し2月の時点で未接種児に対して個別通知による接種勧奨を実施した。広報ひこねにおいて年3回、また年間を通して、彦根市ホームページによる定期予防接種の啓発を行った。麻疹・風しん混合接種第1期末接種者を対象に、1歳10か月時に電話による勧奨を実施した。日本脳炎第2期末接種者を対象に、18歳時に個別通知による接種勧奨を実施し、小学4年生時に勧奨チラシを配布した。</p>	<p>麻疹風しん混合の接種率は、1期：100.4%、2期：96.6%であり、「麻疹及び風しんに関する特定感染症予防指針」で目標値としている接種率95%を昨年から引き続き、上回った。 しかし、例年2月の個別通知による接種勧奨後には、接種者の増加が見られたが、コロナ感染症の感染拡大を懸念してか、令和元年度は例年ほどの伸びがみられなかった。ただし、例年、2期の接種率は95%に達していないため、接種率の維持のために、継続的に効果的な勧奨を実施していく必要がある。</p>
4	2	乳幼児の発達と保護者への支援	① 乳幼児のこころと体の発達への支援	156	乳幼児健康診査の充実	健康推進課	乳幼児健康診査事業	<p>●わんぱくひろばの開催 1教室5回、前期（5～9月）2教室、後期（11月～2月）コロナの感染拡大防止のため3月は中止）3教室で実施。 前期 対象者：24人 出席者：91人（延） 後期 対象者：30人 出席者：84人（延）</p>	<p>対象児が必要な時期に必要な支援が得られるよう療育教室との連携を図っていく必要がある。</p>

視点4：子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応
4	2	乳幼児の発達と保護者への支援 ① 乳幼児のこころと体の発達への支援	159 個別相談の充実	健康推進課	精神発達相談事業	●精神発達相談（心理判定員による精神発達チェックおよび指導） 相談人数：実244人 延321人 うち新規：実149人 乳幼児個別相談 毎月2回、計22回実施（内11回は養護士の相談を含む。） 来所者数：225人、延べ人数：537人（乳児期の来所者が多い）	発達相談は月によってはすぐに予約が埋まってしまふことがある。タイムリーに相談につなげられるように相談枠の確保をしていく必要がある。また、保護者へのフォローが十分でないため、必要時保健師が保護者の理解や受容を促す必要がある。
4	2	乳幼児の発達と保護者への支援 ① 乳幼児のこころと体の発達への支援	160 個別訪問の充実	子育て支援課 健康推進課	家庭児童相談室運営事業（子支） 児童虐待防止対策事業（子支） 妊産婦・新生児訪問指導事業（健推）	●家庭児童相談室運営事業、児童虐待防止対策事業 子育てに対して不安、孤立感等を抱える家庭または様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、委託サービス事業所、健康推進課保健師と連携し訪問した。 訪問件数：1,520件	家庭の抱える問題の複雑化により、相談員に専門性が求められている。そのため、県や関係機関の開催する研修会に積極的に参加している。
						●妊産婦・新生児訪問指導事業（ハイリスク訪問を含む） 助産師または保健師が妊婦を訪問し、心身状態の確認や妊娠中の悩みや不安の相談を実施。〈訪問件数〉 妊婦（実24人、延41人）、産婦（実148人、延205人）、新生児（実91人、延99人）、未熟児（実52人、延64人）、乳児【新生児・未熟児を除く】（実714人、延883人）、幼児（実80人、延161人）、その他（実38人、延115人）	はがきの依頼により行ってきた新生児訪問を、依頼のない家庭には電話により訪問を実施。不安を抱える家庭や頻りに支援が必要な家庭が増加していることからすべての産婦、新生児にアプローチできるよう今後も訪問を実施し、必要な家庭には継続的な育児支援をおこなう。
4	2	乳幼児の発達と保護者への支援 ② 保護者への支援	161 乳児家庭への訪問	健康推進課	乳児家庭全戸訪問事業	●乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業） すべての乳児がいる家庭に4か月までに訪問し、子育てに関する情報提供を行ない、必要時助言やサービスの提供につなげた。 訪問対象者：808人 訪問面接件数：751人 面接率：92.9%	
4	2	乳幼児の発達と保護者への支援 ② 保護者への支援	162 保健指導の充実	健康推進課	妊産婦・新生児訪問指導事業 乳幼児健康診査事業	●妊産婦・新生児訪問指導事業 新生児および妊産婦を訪問し、疾病の早期発見、育児支援を行い、円滑に育児ができるよう支援した。助産師もしくは保健師による新生児の身体計測、一般状態の確認、母親の心身状態の確認、育児内容の確認を行った。必要に応じて、育児指導、子育て情報の提供をした。産後うつ等のリスクのある人には再訪問を実施し、育児不安の軽減と虐待防止を図った。 〈訪問件数〉 妊婦（実24人、延41人）、産婦（実148人、延205人）、新生児（実91人、延99人）、未熟児（実52人、延64人）、乳児【新生児・未熟児を除く】（実714人、延883人）、幼児（実80人、延161人）、その他（実38人、延115人）	●乳児家庭全戸訪問事業：全数把握に努めているが、転出や長期の里帰りの方もあり、訪問につながらない人もいる。 ●妊産婦・新生児訪問事業はがきの依頼により行ってきた新生児訪問を、依頼のない家庭には電話により訪問を実施。不安を抱える家庭や頻りに支援が必要な家庭が増加していることからすべての産婦、新生児にアプローチできるよう今後も訪問を実施し、必要な家庭には継続的な育児支援をおこなう。
4	2	乳幼児の発達と保護者への支援 ② 保護者への支援	163 精神面のフォローの充実	健康推進課	妊産婦・新生児訪問指導事業		●親子グループミーティング事業：健診や子育て支援センター等で声かけをおこなったが、対象者を選定し、集めることが難しく参加人数が少なくなっている。対象者の把握方法や事業内容について検討していく。
4	2	乳幼児の発達と保護者への支援 ② 保護者への支援	164 保護者支援グループの支援活動の推進	健康推進課	親子グループミーティング事業		●乳幼児健康診査 健診会場にて市内でおこなわれている多胎児サロンの掲示をおこなっている。また、滋賀県助産師会が行う支援の場があり案内しているが大津市で実施しているため、距離も遠く参加しにくい状況があると考え。双胎の保護者は、早産等で生まれている場合も多く発達障害に感じた悩みや育児の大変さなどを感じている方が多いとも感じている。個別での支援を実施しながら、多胎児サロン、当課の実施しているびよびよサロンなど既存の事業につなげていく。
4	2	乳幼児の発達と保護者への支援 ② 保護者への支援	165 多胎児サークルの自主活動の推進	健康推進課	乳幼児健康診査事業	●乳幼児健康診査事業 多胎児サークルのポスターを乳幼児健康診査の会場に掲示し、必要時、サークルを紹介。 不適切な対応を行っている保護者に対しては、各関係機関と随時連携し対応した。	
4	2	乳幼児の発達と保護者への支援 ② 保護者への支援	166 支援の必要な保護者への対応	健康推進課	乳幼児健康診査事業		
4	2	乳幼児の発達と保護者への支援 ② 保護者への支援	167 母乳育児への支援	健康推進課	妊産婦・新生児訪問指導事業	●親子グループミーティング事業 育児不安の高い人や孤立している人、子育てへの負担感を感じている人に対して、親支援プログラム（ノーマティーズバフェクトプログラム）を実施し、育児不安の軽減、仲間づくりを行った。年間2クール実施。実参加者数 実数18人 延数 155人	

視点4：子ども・若者と子育て家庭にやさしいまちづくり

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応	
4	3	安全・安心なまちづくり	① 身近で安心できる医療	168	定期的な会議、情報交換による連携	健康推進課		<p>保健所では彦根管内の各市町の情報交換等が中心であるが、町と市では事業規模が違うので難しい。 圏域として一緒に取り組むべき課題等の整理と共有が必要である。 母子保健担当者会議で、今後も引き続き、母子の健康課題や保健医療体制について、医師会、保健所と一緒に検討していく。</p> <p>休日急病診療所出務医師の負担軽減措置として、9月と10月の日曜日を休診とした。大きな混乱はなく、医師負担軽減対策としては有効なものであった。しかしながら、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が発生し、治療方法や薬が開発されない状況下で、休日急病診療所の感染予防対策が不十分なことから、今後も起こりうる新型コロナウイルス感染症への対策が必要である。 令和2年2月以降は、N95マスク、ゴーグル、ガウン等の予防対策物品を引き続き発注しているほか、合羽やフェイスガードなど防災備蓄品の提供を受け、一次的な対応を行った。また、受付カウンターへのアクリル板や自動精算機等の導入を検討している。</p>
4	3	安全・安心なまちづくり	① 身近で安心できる医療	169	保健所との連携	健康推進課		
4	3	安全・安心なまちづくり	① 身近で安心できる医療	170	休日・夜間診療の充実	健康推進課	休日急病診療所事業	
4	3	安全・安心なまちづくり	① 身近で安心できる医療	171	小児救急医療体制の確保	健康推進課	休日急病診療所事業	
4	3	安全・安心なまちづくり	② 安全・安心な地域づくり	172	防犯対策の強化・充実	まちづくり推進室 子ども・若者課	<p>防犯自治会負担金（ま推） 防犯灯設置補助金（ま推） 道あかり事業（ま推） 自治会支援事業（ま推） 自治会支援事業（ま推） 青少年健全育成事業（子若）</p>	<p>各自治会の既存の防犯灯を、計画的にLED化していただくほか、市による防犯灯の設置について、すべての要望箇所への設置が困難であるが、計画的に実施していく必要がある。</p> <p>・子ども110番の家設置協力者を更に増やしていく必要がある。 ⇒チラシや啓発物品等で周知・啓発を図る。</p> <p>スクールガードによる見守り活動については、スクールガードの高齢化によりその人数が徐々に減少してきている。各校でスクールガードへの協力を呼び掛けてもらうとともに、スクールガードではなくても、登下校時間に「ながら見守り」の活動への協力も依頼する。</p> <p>子どもたちへの交通安全啓発には、地域・学校・警察との協力が不可欠である。今後も連携して事業を実施していく。</p> <p>車両更新には費用が必要となる。全車両への更新を進めるとともに、現在導入している車両を有効に活用していく。</p> <p>路線の再編成後、路線が減少したこともあり、利用者数も減となった。しかし、再編後、利用が増加した路線もあることから、今後も情報提供に努め、利用促進事業を引き続き実施する。</p> <p>赤ちゃんの駅の協力件数を増やしていくため、市内の事業者等への働きかけを実施する。</p>
4	3	安全・安心なまちづくり	② 安全・安心な地域づくり	173	子ども・家庭への防災意識の喚起、防災教育・防災訓練の実施	保健体育課	<p>防災・安全教育推進事業（保体） 子ども見守り活動推進事業（保体）</p>	
4	3	安全・安心なまちづくり	② 安全・安心な地域づくり	174	通学路の安全確保	保健体育課	子ども見守り活動推進事業	
4	3	安全・安心なまちづくり	② 安全・安心な地域づくり	175	地域での子ども見守り活動	子ども・若者課 保健体育課	青少年健全育成事業（子若） 子ども見守り活動推進事業（保体）	
4	3	安全・安心なまちづくり	② 安全・安心な地域づくり	176	交通安全教室の充実	交通対策課	交通安全推進事業	<p>●交通安全教室は学童保育での実施を含め、計17回実施した。</p>
4	3	安全・安心なまちづくり	② 安全・安心な地域づくり	177	公共交通機関の整備・充実	交通対策課	公共交通活性化事業	<p>●ノンステップバスの新たな導入は行わなかった。</p>
4	3	安全・安心なまちづくり	② 安全・安心な地域づくり	178	通学時の交通事故リスクの軽減	交通対策課	公共交通活性化事業	<p>●路線バスの利用者人数は、14,274人減となった。</p>
4	3	安全・安心なまちづくり	② 安全・安心な地域づくり	179	「赤ちゃんの駅」の普及	子ども・若者課	地域子育て支援事業	<p>●「赤ちゃんの駅」設置箇所数 31か所</p>

①施策および事業一覧表
令和元年度 新規事業

視点	大項目	小項目	施策	施策担当課	中事業名	令和元年度 事業内容（実績）等	事業推進上の課題とその対応
						<p>●その他 平成30年度実施の子ども・子育て家庭や若者の課題および意向を把握するための市民ニーズ調査の結果等を踏まえて、令和2年度以降の「子ども・若者プラン」の策定に取り組んだ。子ども・若者会議での審議、パブリックコメントの実施などを経て「彦根市子ども・若者プラン（第2期：令和2～6年度）」を令和2年3月に策定した。</p>	<p>重点項目を中心に、計画に掲げる事業・取組を着実に実施していく必要がある。 ⇒限られた財源の中で、工夫して実施していく。</p>